〇特定医療法人の定款例(「特定医療法人制度の改正について」(平成15年医政発第1009008号)別添3)の一部改正

改 正	後	改 正	前
特定医療法人の定款例	備考	特定医療法人の定款例	備考
医療法人〇〇会定款 第1章 名称及び事務所		医療法人〇〇会定款 第1章 名称及び事務所	
第1条 (略)	(略)	第1条 (略)	(略)
第2条 本社団は、事務所を〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)〇〇番地に置く。	・事務所については、複数の事務所 を有する場合は、すべてこれを記 載し、かつ、主たる事務所を定め ること。	第2条 本社団は、事務所を〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)〇〇番地に置く。	
第2章 目的及び事業 第3条 本社団は、病院及び診療所(並びに介護老人 保健施設 <mark>又は介護医療院</mark>)を経営し、科学的でかつ 適正な医療(及び要介護者に対する看護、医学的管 理下の介護及び必要な医療等)を普及することを目 的とする。	(略)	第2章 目的及び事業 第3条 本社団は、病院及び診療所(並びに介護老人 保健施設)を経営し、科学的でかつ適正な医療(及 び要介護者に対する看護、医学的管理下の介護及び 必要な医療等)を普及することを目的とする。	(略)
第4条 本社団の開設する病院及び診療所(並びに介護老人保健施設又は介護医療院)の名称及び開設場所は、次のとおりとする。 (1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)(2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)(3)〇〇園 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)(4)〇〇介護医療院 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)(村)		第4条 本社団の開設する病院及び診療所(並びに介護老人保健施設)の名称及び開設場所は、次のとおりとする。 (1)〇〇病院 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)(2)〇〇診療所 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)(3)〇〇園 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)	
2 本社団が〇〇市(町、村)から指定管理者として 指定を受けて管理する病院(診療所、介護老人保健 施設 <u>又は介護医療院</u>)の名称及び開設場所は、次の とおりとする。 (1)〇〇病院 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)		2 本社団が〇〇市(町、村)から指定管理者として 指定を受けて管理する病院(診療所、介護老人保健 施設)の名称及び開設場所は、次のとおりとする。 (1)〇〇病院 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村) (2)〇〇診療所 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)	

(2) ○○診療所 ○○県○○郡 (市) ○○町 (村) (3) ○○園 ○○県○○郡 (市) ○○町 (村) (4) ○○介護医療院 ○○県○○郡 (市) ○○町 (村)		(3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)	
第5条 本社団は、前条に掲げる病院及び診療所(並びに介護老人保健施設 <mark>又は介護医療院</mark>)を経営するほか、次の業務を行う。 〇〇看護師養成所の経営	(略)	第5条 本社団は、前条に掲げる病院及び診療所(並びに介護老人保健施設)を経営するほか、次の業務を行う。 〇〇看護師養成所の経営	(略)
第3章 資産及び会計 第6条 本社団の資産は次のとおりとする。 (1) 本社団の設立当時の財産(別紙財産目録に掲げるもの) (2) 本社団に寄附された財産 (3) 本社団の事業に伴う収入 (4) その他の収入 2 本社団の設立当時の財産目録は、主たる事務所に おいて備え置くものとする。		第3章 資産及び会計 第6条 本社団の資産は次のとおりとする。 (1) 本社団の設立当時の財産(別紙財産目録に掲げるもの) (2) 本社団に寄附された財産 (3) 本社団の事業に伴う収入 (4) その他の収入	
第7条~第11条 (略)	(略)	第7条~第11条 (略)	(略)
第12条 本社団の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。	・任意に1年間を定めても差し支え ない。(法第53条参照)	第 12 条 本社団の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。	
第13条 本社団の決算については、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「事業報告書等」という。)を作成し、監事の監査、理事会の承認及び社員総会の承認を受けなければならない。 2 本社団は、事業報告書等、監事の監査報告書及び本社団の定款を事務所に備えて置き、社員又は債権者から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。 3 本社団は、毎会計年度終了後3月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を〇〇県知事に届け出なければならない。	・2以上の都道府県の区域において病院、診療所、介護老人保健施設	第 13 条 本社団の決算については、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「事業報告書等」という。)を作成し、監事の監査、理事会の承認及び社員総会の承認を受けなければならない。 2 本社団は、事業報告書等、監事の監査報告書及び本社団の定款を事務所に備えて置き、社員又は債権者から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。 3 本社団は、毎会計年度終了後3月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を〇〇県知事に届け出なければならない。	
出なければならない。	又は介護医療院を開設する医療法 人については、主たる事務所の所	出なければならない。	

	在地の都道府県知事に届け出るも のとする。		
第 14 条 (略)		第 14 条 (略)	
第4章 社員 第15条 (略)		第4章 社員 第15条 (略)	
第 16 条 本社団の社員になろうとする者は、社員総会の承認を得なければならない。 2 本社団は、社員名簿を備え置き、社員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない。		第 16 条 本社団の社員になろうとする者は、社員総会の承認を得なければならない。	
第 17 条 (略)		第 17 条 (略)	
第 18 条 やむを得ない理由のあるときは、社員はその旨を理事長に届け出て、退社することができる。	・退社について社員総会の承認の議 決を要することとしても差し支え ない。	第 18 条 やむを得ない理由のあるときは、社員はその旨を理事長に届け出て、退社することができる。	
第19条 (略)	<u></u>	第 19 条 (略)	
第5章 社員総会 (略)	(略)	第5章 社員総会 (略)	(略)
第6章 役員 第29条 本社団に、次の役員を置く。 (1) 理事 6名以上〇名以内 うち理事長 1名 常務理事 〇名 (2) 監事 2名 2 理事及び監事は、社員総会の決議によって本社団 の社員の中から選任する。ただし、必要があるとき は、社員以外の者から選任することを妨げない。 3 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超え る者が欠けたときは、1月以内に補充しなければな らない。		第6章 役員 第29条 本社団に、次の役員を置く。 (1) 理事 6名以上〇名以内 うち理事長 1名 常務理事 〇名 (2) 監事 2名 2 理事及び監事は、社員総会の決議によって本社団 の社員の中から選任する。ただし、必要があるとき は、社員以外の者から選任することを妨げない。	
第30条 理事長及び常務理事は、理事会において理 事の中から選出する。		第 30 条 理事長及び常務理事は、理事会において理 事の中から選出する。	

2 本社団の開設(指定管理者として管理する場合を 含む。)する病院及び診療所(並びに介護老人保健 施設又は介護医療院)の管理者は、必ず理事に加え なければならない。ただし、〇〇県知事の認可を受 けた場合はこの限りでない。

又は介護医療院を2以上開設する 場合において、都道府県知事(2 以上の都道府県の区域において病 院、診療所、介護老人保健施設又 は介護医療院を開設する医療法人 については主たる事務所の所在地 の都道府県知事) の認可を受けた 場合は、管理者(指定管理者とし て管理する病院等の管理者を除 く。) の一部を理事に加えないこと ができる。(法第46条の5第6項 参照)

・病院、診療所、介護老人保健施設 │ 2 本社団の開設(指定管理者として管理する場合を │ 含む。)する病院及び診療所(並びに介護老人保健 施設) の管理者は、必ず理事に加えなければならな い。ただし、〇〇県知事の認可を受けた場合はこの 限りでない。

病院、診療所又は介護老人保健施 設を2以上開設する場合におい て、都道府県知事(2以上の都道) 府県の区域において病院、診療所 又は介護老人保健施設を開設する 医療法人については主たる事務所 の所在地の都道府県知事)の認可 を受けた場合は、管理者(指定管 理者として管理する病院等の管理 者を除く。) の一部を理事に加えな いことができる。(法第46条の5 第6項参照)

3~4 (略)

第31条 1~4 (略)

5 監事は、本社団の理事又は職員(本社団の開設す る病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (指定管理者として管理する病院等を含む。) の管 理者その他の職員を含む。)を兼任することができ ない。

第 32 条~第 33 条 (略)

第34条 役員の報酬等は、社員総会の決議によって 別に定めるところにより支給する。

(略)

・役員の報酬は、3,600万円以下であ 第34条 役員の報酬等は、 ること。

・役員の報酬等について定款にその 額を定めることも可能(詳細につ いては、「医療法人の機関につい て」(平成28年医政発0325第3号) 第1の5の(5)及び第1の7の(4) 参照) であるが、実際に支給する 役員報酬等の金額がその役員の職 務の内容に照らし高額と認められ る場合には特別の利益を与えてい ることになるので留意すること。

3~4 (略)

第31条 1~4 (略)

5 監事は、本社団の理事又は職員(本社団の開設す る病院、診療所又は介護老人保健施設(指定管理者 として管理する病院等を含む。)の管理者その他の 職員を含む。)を兼任することができない。

第 32 条~第 33 条 (略)

(例 1) 社員総会の決議によって別に定めるところに | より支給する。

(例2) 理事及び監事について、それぞれの総額が、 〇〇円以下及び〇〇円以下で支給する。 (例3) 理事長〇円、理事〇円、監事〇円とする。

(略)

・役員の報酬は、3.600 万円以下で あること。

・役員の報酬等について、定款にそ の額を定めていないときは、社員

			<u>総会の決議によって定める必要が</u>
			<u>ある。</u>
			・定款又は社員総会の決議において
			理事の報酬等の「総額」を定める
			場合、各理事の報酬等の額はその
			額の範囲内で理事会の決議によっ
			て定めることも差し支えない。 <u>た</u>
			だし、監事が2人以上あるときに
			監事の報酬等の「総額」を定める
			場合は、各監事の報酬等は、その
			額の範囲内で監事の協議によって
			定める。また、「総額」を上回らな
			ければ、再度、社員総会で決議す
			ることは必ずしも必要ではない。
第 35 条~第 36 条 (略)	(略)	第 35 条~第 36 条 (略)	(略)
第7章 理事会		第7章 理事会	
第 37 条~第 38 条 (略)		第 37 条~第 38 条 (略)	
第 39 条 1~2 (略)		第39条 1~2 (略)	
3 理事会を構成する理事の3分の1以上から連名		第 39 末 1~2 (略) 3 理事会を構成する理事の3分の1以上から連名	
をもって理事会の目的たる事項を示して請求があ		をもって理事会の目的たる事項を示して請求があ	
ったときは、理事長は理事会を招集しなければなら		ったときは、理事長は理事会を招集しなければなら	
ない。 4 理事会の招集は、期日の1週間前までに、各理事	- 1 週間を下向で開き合めてこし	<mark>に</mark> 。 4 理事会の招集は、期日の1週間前までに、各理事	- 1 海門を下向で機関を完めてこし
	・1週間を下回る <u>期間</u> を定めること + ~ * * *		1週間を下回る機関を定めること
及び各監事に対して理事会を招集する旨の通知を	もできる。	及び各監事に対して理事会を招集する旨の通知を	もできる。
発しなければならない。		発しなければならない。 - パロン	
5 (略)		5 (略)	
第 40 条~第 43 条 (略)	(略)	第 40 条~第 43 条 (略)	(略)
第8章 評議員		第8章 評議員	
第 44 条 (略)		第 44 条 (略)	
 第 45 条 評議員は、次に掲げる者から理事会におい		 第 45 条 評議員は、次に掲げる者から理事会におい	
て推薦した者につき、理事長が委嘱する。		て推薦した者につき、理事長が委嘱する。	
(1) 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療		(1) 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療	
(1) 应收、图17应收、未均收、省政收(2)地区人。		(1) 区界、图17区界、未升界、有成界(9)600区景	

従事者

- (2) 病院、診療所、介護老人保健施設<u>又は介護医療</u>院の経営に関して識見を有する者
- (3) 医療を受ける者
- (4) 本<u>社団</u>の評議員として特に必要と認められる者

2~3 (略)

第 46 条~第 47 条 (略)

第9章~第10章 (略)

第11章 定款の変更

第 58 条 この定款は、第 22 条、第 41 条第 <u>2</u> 項及び 第 50 条の手続きを経た上、かつ、〇〇県知事の認 可を得なければ変更することができない。

第12章 解散及び合併

- 第59条 本社団は、第3条に規定する目的たる業務の成功の不能その他やむを得ない事由のある場合は、第22条、第41条第2項及び第50条の手続きを経た上、〇〇県知事の認可を受けて解散することができる。
- 第60条 本社団が解散したときは、合併及び破産手 続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその 清算人となる。ただし、総会の議決によって社員の 中からこれを選任することができる。
- 2 清算人は、社員の欠亡による事由によって本社団 が解散した場合には、〇〇県知事にその旨を届け出 なければならない。
- 3 清算人は、次の各号に掲げる職務を行い、又、当 該職務を行うために必要な一切の行為をすること ができる。
- (1) 現務の結了
- (2) 債権の取立て及び債務の弁済
- (3) 残余財産の引渡し

(略)

従事者

- (2) 病院、診療所<u>又は</u>介護老人保健施設の経営に関 して識見を有する者
- (3) 医療を受ける者
- (4) 本財団の評議員として特に必要と認められる者

2~3 (略)

第 46 条~第 47 条 (略)

第9章~第10章 (略)

第11章 定款の変更

第 58 条 この定款は、第 22 条、第 41 条第<u>3</u>項及び 第 50 条の手続きを経た上、かつ、〇〇県知事の認 可を得なければ変更することができない。

第12章 解散及び合併

- 第59条 本社団は、第3条に規定する目的たる業務の成功の不能その他やむを得ない事由のある場合は、第22条、第41条第3項及び第50条の手続きを経た上、〇〇県知事の認可を受けて解散することができる。
- 第60条 本社団が解散したときは、理事がその清算 人となる。ただし、総会の議決によって社員の中か らこれを選任することができる。

(略)

第61条 本社団が解散したときの残余財産は、国若しくは地方公共団体又は同種の医療法人に帰属せしめるものとする。	・国、地方公共団体、同種の医療法 人のいずれかを選択しても差支え ない。 ・「同種の医療法人」は財団たる医療 法人又は社団たる医療法人で持分	第61条 本社団が解散したときの残余財産は、国若しくは地方公共団体又は同種の医療法人に帰属せしめるものとする。	・国、地方公共団体、同種の医療法 人のいずれかを選択しても差支え ない。
第 62 条 (略)	の定めがないものに限る。	第 62 条 (略)	
第13章 雑則 第63条 本社団の公告は、 (例1)官報に掲載する方法 (例2)〇〇新聞に掲載する方法 (例3)電子公告(ホームページ) によって行う。 (例3の場合) 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電 子公告をすることができない場合は、官報(又は〇 〇新聞)に掲載する方法によって行う。		第13章 雑則 第63条 本社団の公告は、官報(及び〇〇新聞)に よって行う。	
第 64 条 (略)		第 64 条 (略)	
附則(略)		附則(略)	
	(略)		(略)

〇特定医療法人の寄附行為例(「特定医療法人制度の改正について」(平成15 年医政発第1009008 号) 別添3) の一部改正

改 正		改正	前
特定医療法人の寄附行為例	 備 考	特定医療法人の寄附行為例	備考
付足区原仏八の古門门荷内	畑	行足区原本人の計削11点例	VIII 15
医療法士〇〇合字附行为		医療法 1.000全字似结节	
医療法人〇〇会寄附行為		医療法人〇〇会寄附行為	
第 1 亲 		生 1 辛 - 夕 孙 邓 《 古 · 文 · 1 · 1 · 1 · 1 · 1 · 1 · 1 · 1 · 1 ·	
第1章 名称及び事務所		第1章 名称及び事務所	
第1条 (略)		第1条 (略)	
	古なごについては 先兆の古なご		
第2条 本財団は、事務所を〇〇県〇〇郡(市)〇〇	・事務所については、複数の事務所	第2条 本財団は、事務所を〇〇県〇〇郡(市)〇〇	
町(村)〇〇番地に置く。	を有する場合は、すべてこれを記	町(村)〇〇番地に置く。	
	載し、かつ、主たる事務所を定め		
	<u>ること。</u>		
なる こめなが古世		なっき ロ か なが古来	
第2章 目的及び事業	产院士————————————————————————————————————	第2章 目的及び事業	
第3条 本財団は、病院及び診療所(並びに介護老人		第3条 本財団は、病院及び診療所(並びに介護老人	・病院または診療所のいずれか一方
保健施設又は介護医療院)を経営し、科学的でかつ	を経営するときは、経営する方を	保健施設)を経営し、科学的でかつ適正な医療(及	を経営するときは、経営する方を
適正な医療(及び要介護者に対する看護、医学的管理工の企業及び要介護者に対する看護、医学的管理工の企業及び必要などのでは、	掲げる。(以下、第4条、第5条及び		掲げる。(以下、第4条、第5条及び
理下の介護及び必要な医療等)を普及することを目	第 <u>30</u> 条において同じ。)	必要な医療等)を普及することを目的とする。	第 <u>29</u> 条において同じ。)
的とする。			
笠々を 大肚田の眼記せて宍宮ひまが込体式(サバー人		笠 4 名 ・ 十叶田の明記十つ 庁 哈 ひが込まる / サバーク	
第4条 本財団の開設する病院及び診療所(並びに介		第4条 本財団の開設する病院及び診療所(並びに介	
護老人保健施設 <mark>又は介護医療院</mark>) の名称及び開設場		護老人保健施設)の名称及び開設場所は、次のとお	
所は、次のとおりとする。		りとする。	
(1) OO病院 OO県OO郡 (市) OO町 (村)		(1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡(市) 〇〇町(村)	
(2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡 (市) 〇〇町 (村)		(2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡 (市) 〇〇町 (村)	
(3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡 (市) 〇〇町 (村)		(3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)	
(4) OO介護医療院 OO県OO郡(市) OO町(村)			
2 本財団が〇〇市(町、村)から指定管理者として		2 本財団が〇〇市(町、村)から指定管理者として	
指定を受けて管理する病院(診療所、介護老人保健		指定を受けて管理する病院(診療所、介護老人保健	
施設、介護医療院)の名称及び開設場所は、次のと		施設)の名称及び開設場所は、次のとおりとする。	
おりとする。		(1) 00000 00000 (1)	
(1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡(市) 〇〇町(村)		(1) OO病院 OO県OO郡 (市) OO町 (村)	
(2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)		(2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)	

(3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村) (4) 〇〇介護医療院 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)		(3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)	
第5条 本財団は、前条に掲げる病院(診療所、介護 老人保健施設、介護医療院)を経営するほか、次の 業務を行う。 ○○看護師養成所の経営	(略)	第5条 本財団は、前条に掲げる病院(診療所、介護 老人保健施設)を経営するほか、次の業務を行う。 〇〇看護師養成所の経営	(略)
第3章 資産及び会計 第6条 本財団の資産は次のとおりとする。 (1) 本財団の設立当時の財産(別紙財産目録に掲げるもの) (2) 本財団に寄附された財産 (3) 本財団の事業に伴う収入 (4) その他の収入 2 本財団の設立当時の財産目録は、主たる事務所において備え置くものとする。		第3章 資産及び会計 第6条 本財団の資産は次のとおりとする。 (1) 本財団の設立当時の財産(別紙財産目録に掲げるもの) (2) 本財団に寄附された財産 (3) 本財団の事業に伴う収入 (4) その他の収入	
第7条~第9条 (略)		第7条~第9条 (略)	
第 10 条 資産のうち現金は、医業経営のため確実な銀行又は信託会社に預け入れ若しくは信託し、又は国公債若しくは確実な有価証券に換え保管するものとする。		第 10 条 資産のうち現金は、確実な銀行又は信託会社に預け入れ若しくは信託し、又は国公債若しくは確実な有価証券に換え保管するものとする。	
第11条 (略)		第 11 条 (略)	
第12条 本財団の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。	・任意に1年間を定めても差し支え ない。(法第53条参照)	第 12 条 本財団の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。	
第13条 (略)		第 13 条 (略)	
第 14 条 決算の結果、剰余金を生じたときは、理事会及び評議員会の議決を経て、その全部又は一部を基本財産に繰り入れ、又は積立金として積み立てるものとし、配当してはならない。		第 14 条 決算の結果、剰余金を生じたと <u>しても、</u> 配 当してはならない。	
第 15 条 (略)		第 15 条 (略)	

		Г	
第 16 条 評議員は、次に掲げる者から理事会において選任した者につき、理事長が委嘱する。 (1) 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者 (2) 病院、診療所、介護老人保健施設 <u>又は介護医療</u> 院の経営に関して識見を有する者 (3) 医療を受ける者 (4) 本財団の評議員として特に必要と認められる者 2~3 (略)		第 16 条 評議員は、次に掲げる者から理事会において選任した者につき、理事長が委嘱する。 (1) 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療 従事者 (2) 病院、診療所又は介護老人保健施設の経営に関 して識見を有する者 (3) 医療を受ける者 (4) 本財団の評議員として特に必要と認められる者 2~3 (略)	
第 17 条 (略)		第 17 条 (略)	
第 18 条 本財団は、評議員が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により免除することができる。 2 本財団は、評議員との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任について、当該評議員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに、損害賠償責任の限定契約を締結することができる。ただし、その責任の限度額は、〇円以上で本財団があらかじめ定めた額と法令で定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。	・本条を規定するか否かは任意。		
第 <u>19</u> 条 (略)		第 <u>18</u> 条 (略)	
第5章 評議員会		第5章 評議員会	
第 20 条 (略)	(略)	第19条 (略)	(略)
第 <u>21</u> 条 (略)		第 20 条 (略)	
第 <mark>22</mark> 条 (略)	(略)	第 <mark>21</mark> 条 (略)	(略)
第 <u>23</u> 条 (略)		第 <mark>22</mark> 条 (略)	
第 <u>24</u> 条 (略)		第 <mark>23</mark> 条 (略)	
第 <u>25</u> 条 (略)		第 <u>24</u> 条 (略)	
第 <u>26</u> 条 (略)		第 <u>25</u> 条 (略)	
第 <u>27</u> 条 (略)		第 <u>26</u> 条 (略)	
第 <mark>28</mark> 条 (略)		第 <u>27</u> 条 (略)	
第6章 役員		第6章 役員	

- 第29条 本財団に、次の役員を置く。
- (1) 理事 6名以上〇名以内

うち理事長 1名

常務理事 〇名

- (2) 監事 2名
- 2 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
- 3 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超え る者が欠けたときは、1月以内に補充しなければな らない。
- 第30条 理事長及び常務理事は、理事会において理事の中から選出する。
- 2 本財団の開設(指定管理者として管理する場合を含む。) する病院及び診療所(並びに介護老人保健施設<mark>又は介護医療院</mark>)の管理者は、必ず理事に加えなければならない。ただし、〇〇県知事の認可を受けた場合はこの限りでない。

3~4 (略)

- 第31条 1~3 (略)
- 4 監事は、次の職務を行う。
- (1)~(3) (略)
- (4) 第1号又は第2号による監査の結果、本財団の 業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しく はこの寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを〇〇県知事、評議 員又は理事会に報告すること。
- (5) 第4号の報告をするために必要があるときは、 理事長に対して評議員会の招集を請求するこ

・病院、診療所、介護老人保健施設 又は介護医療院を2以上開設する 場合において、都道府県知事(2 以上の都道府県の区域において病院、診療所、介護老人保健施設又 は介護医療院を開設する医療法人については主たる事務所の所在地の都道府県知事)の認可を受けた 場合は、管理者(指定管理者として管理する病院等の管理者を除く。)の一部を理事に加えないことができる。(法第46条の5第6項参照)

(略)

- 第28条 本財団に、次の役員を置く。
- (1) 理事 6名以上〇名以内

うち理事長 1名

常務理事 〇名

- (2) 監事 2名
- 2 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 第 29 条 理事長及び常務理事は、理事会において理事の中から選出する。
- ・病院、診療所、介護老人保健施設 2 本財団の開設(指定管理者として管理する場合を 又は介護医療院を2以上開設する 含む。)する病院及び診療所(並びに介護老人保健 場合において、都道府県知事(2 以上の都道府県の区域において病 に、診療所、介護老人保健施設又 限りでない。

・病院、診療所又は介護老人保健施設を2以上開設する場合において、都道府県知事(2以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人については主たる事務所の所在地の都道府県知事)の認可を受けた場合は、管理者(指定管理者として管理する病院等の管理者を除く。)の一部を理事に加えないことができる。(法第46条の5第6項参照)

3~4 (略)

- 第30条 1~3 (略)
- 4 監事は、次の職務を行う。
- (1)~(3) (略)
- (4) 第1号又は第2号による監査の結果、本財団の 業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しく はこの寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを〇〇県知事、評議員 又は理事会に報告すること。
- (5) 第4号の報告をするために必要があるときは、 評議員会を招集すること。

(略)

یے

(6) (略)

5 監事は、本財団の理事又は職員(本財団の開設す る病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (指定管理者として管理する病院等を含む。) の管 理者その他の職員を含む。)を兼任することができ ない。

第32条 1~2 (略)

- 3 役員は、第 29 条に定める員数が欠けた場合には、 任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選 任された者が就任するまで、なお役員としての権利 義務を有する。
- 第33条 役員が、次のいずれかに該当するときは、 評議員会の決議によって解任することができる。た だし、監事の解任の決議は、出席した評議員の議決 権の3分の2以上の賛成がなければ、決議すること ができない。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったと き。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、 又はこれに堪えないとき。
- 第34条 役員の報酬等は、評議員会の決議によって 別に定めるところにより支給する。
- ・役員の報酬は、3,600万円以下であ 第33条 役員の報酬等は ること。
- ・役員の報酬等について寄附行為に その額を定めることも可能(詳細 については、「医療法人の機関につ いて」(平成28年医政発0325第3 号) 第1の5の(5) 及び第1の7の (4)参照) であるが、実際に支給す る役員報酬等の金額がその役員の 職務の内容に照らし高額と認めら れる場合には特別の利益を与えて いることになるので留意するこ <u>ے ح</u>

(6) (略)

5 監事は、本財団の理事又は職員(本財団の開設す る病院、診療所又は介護老人保健施設(指定管理者 として管理する病院等を含む。)の管理者その他の 職員を含む。)を兼任することができない。

第31条 1~2 (略)

- 3 役員は、第 28 条に定める
 員数が欠けた場合には、 任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選 任された者が就任するまで、なお役員としての権利 義務を有する。
- 第32条 役員は、評議員会の決議によって解任する ことができる。ただし、監事の解任の決議は、出席 した評議員の議決権の3分の2以上の賛成がなけ れば、決議することができない。

- (例1) 評議員会の決議によって別に定めるところに より支給する。
- (例2) 理事及び監事について、それぞれの総額が、 〇〇円以下及び〇〇円以下で支給する。
- (例3) 理事長〇円、理事〇円、監事〇円とする。

・役員の報酬は、3.600 万円以下で あること。

・役員の報酬等について、寄附行為

			にその額を定めていないときは、
			評議員会の決議によって定める必
			<u>要がある。</u>
			・寄附行為又は評議員会の決議にお
			いて理事の報酬等の「総額」を定
			める場合、各理事の報酬等の額は
			その額の範囲内で理事会の決議に
			<u>よって定めることも差し支えな</u>
			い。ただし、監事が2人以上ある
			ときに監事の報酬等の「総額」を
			定める場合は、各監事の報酬等は、
			その額の範囲内で監事の協議によ
			って定める。また、「総額」を上回
			<u>らなければ、再度、評議員会で決</u>
			議することは必ずしも必要ではな
			し、 し、
第 <u>35</u> 条 (略)		第 <mark>34</mark> 条 (略)	
第 <u>36</u> 条 (略)	(略)	第 <mark>35</mark> 条 (略)	(略)
第7章 理事会		第7章 理事会	
第 <u>37</u> 条 (略)		第 <mark>36</mark> 条 (略)	
第 38 条 (略)		第 <mark>37</mark> 条 (略)	
第 39 条 1~2 (略)		第 <mark>38</mark> 条 1~2 (略)	
3 理事会を構成する理事の3分の1以上から連名		3 理事会を構成する理事の3分の1以上から連名	
をもって理事会の目的たる事項を示して請求があ		をもって理事会の目的たる事項を示して請求があ	
ったときは、理事長は理事会を招集しなければなら		ったときは、理事長は理事会を招集しなければなら	
ない。		<u>I</u>	
4 理事会の招集は、期日の1週間前までに、各理事	・1週間を下回る期間を定めること		
及び各監事に対して理事会を招集する旨の通知を	もできる。	及び各監事に対して理事会を招集する旨の通知を	
発しなければならない。		発しなければならない。	
5 (略)		5 (略)	
第 <u>40</u> 条 (略)		第 <u>39</u> 条 (略)	
第 41 条 (略)	(略)	第 <u>40</u> 条 (略)	(略)
			
2 前項の規定にかかわらず、第 22 条の表の左欄に		2 前項の規定にかかわらず、第 21 条の表の左欄に	

以上の同意を得なければならない。 3 (略)		以上の同意を得なければならない。 3 (略)	
第 <u>42</u> 条 (略)	(略)	第 <u>41</u> 条 (略)	(略)
第 <u>43</u> 条 (略)		第 42 条 (略)	
第 <u>8</u> 章 証明書等の提出 第 <mark>44</mark> 条 (略)	(略)	第 <u>7</u> 章 証明書等の提出 第 <u>43</u> 条 (略)	(略)
第 <u>9</u> 章 寄附行為の変更 第 <u>45</u> 条 この寄附行為は、第 <u>22</u> 条及び第 <u>41</u> 条第 <u>2</u> 項の手続きを経た上、かつ、〇〇県知事の認可を得なければ変更することができない。		第 <u>8</u> 章 寄附行為の変更 第 <u>44</u> 条 この寄附行為は、第 <u>21</u> 条及び第 <u>40</u> 条第 <u>3</u> 項の手続きを経た上、かつ、〇〇県知事の認可を得 なければ変更することができない。	
第 <u>10</u> 章 解散及び合併 第 <u>46</u> 条 本財団は、〇〇〇〇の場合は、第 <u>22</u> 条及 び第 <u>41</u> 条第 <u>2</u> 項の手続きを経た上、〇〇県知事の 認可を受けて解散することができる。	・本条には、医療法第55条第3項第1号の規定に基づき、とくに定めるべき解散事由があれば掲げること。同第2号に掲げる事由については、とくに本条に掲げる必要はない。		・本条には、医療法第55条第 <u>1</u> 項 第1号の規定に基づき、とくに定 めるべき解散事由があれば掲げる こと。同第2号に掲げる事由につ いては、とくに本条に掲げる必要 はない。
第 47条 本財団が解散したときは、合併及び破産手 続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその 清算人となる。ただし、評議員会の議決によって評 議員の中からこれを選任することができる。 2 清算人は、次の各号に掲げる職務を行い、又、当		第 46 条 本財団が解散したときは、理事がその清算人となる。ただし、評議員会の議決によって評議員の中からこれを選任することができる。	
該職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。 (1) 現務の結了 (2) 債権の取立て及び債務の弁済 (3) 残余財産の引渡し			
第 48 条 本財団が解散したときの残余財産は、国若しくは地方公共団体又は同種の医療法人に帰属せしめるものとする。	・国、地方公共団体、同種の医療法 人のいずれかを選択しても差支えない。 ・「同種の医療法人」は財団たる医療	第 47条 本財団が解散したときの残余財産は、国若しくは地方公共団体又は同種の医療法人に帰属せしめるものとする。	・国、地方公共団体、同種の医療法 人のいずれかを選択しても差支え ない。

	法人又は社団たる医療法人で持分 の定めがないものに限る。		
第 <u>49</u> 条 (略)		第 <u>48</u> 条 (略)	
第 <u>11</u> 章 雑則 第 <u>50</u> 条 (略) 第 <u>51</u> 条 (略)		第 <u>10</u> 章 雑則 第 <u>49</u> 条 (略) 第 <u>50</u> 条 (略)	
附則(略)	(略)	附則 (略)	(略)

改 正 後			改 正 前		
		別添2			別添2
出資額限度法人モデル定款	備	考	出資額限度法人モデル定款	備	考
医療法人〇〇会定款			医療法人〇〇会定款		
第1章 名称及び事務所 第1条~第2条 (略)	(略)		第1章 名称及び事務所 第1条~第2条 (略)	(略)	
第2章 目的及び事業			第2章 目的及び事業		
第3条 本社団は、病院(診療所、介護老人保健施設、	・病院、診療	§所 <u>、</u> 介護老人	第3条 本社団は、病院(診療所、介護老人保健施設)	・病院、診療	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
<u>介護医療院</u>)を経営し、科学的でかつ適正な医療(及	保健施設	又は介護医療	を経営し、科学的でかつ適正な医療(及び要介護者に	人保健施言	殳のうち、開設
び要介護者に対する看護、医学的管理下の介護及び必	<u>院</u> のうち、	開設する施設	対する看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等)	する施設を	を掲げる。(以
要な医療等)を普及することを目的とする。	を掲げる。	(以下、第4	を普及することを目的とする。	下、第4条	条、第5条、第
	条、第5第	冬、第 28 条第		28 条第 3	項及び第29条
	3 項及び第	第 29 条第 5 項		第5項に	おいて同じ。)
	において同	司じ。)			
	・介護老人保	程健施設 <u>又は介</u>		・介護老人保	健施設のみを
	護医療院	のみを開設す		開設する	医療法人につ
	る医療法ノ	人については、		いては、「	本社団は、介

「本社団は、介護老人保 護老人保健施設を経営 健施設(又は介護医療 し、要介護者に対する看 院)を経営し、要介護者 護、医学的管理下の介護 に対する看護、医学的管 及び必要な医療等を普 及することを目的とす 理下の介護及び必要な 医療等を普及すること る。」とする。 を目的とする。」とする。 第4条 本社団の開設する病院(診療所、介護老人保健 第4条 本社団の開設する病院(診療所、介護老人保健 施設、介護医療院)の名称及び開設場所は、次のとお 施設)の名称及び開設場所は、次のとおりとする。 (1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村) りとする。 (1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村) (2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村) (2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村) (3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村) (3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村) (4)〇〇介護医療院 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村) 2 本社団が○○市(町、村)から指定管理者として指 - ・本項には、地方自治法(昭 2 本社団が〇〇市(町、村)から指定管理者として指 ・本項には、地方自治法(昭 定を受けて管理する病院(診療所、介護老人保健施設、 和 22 年法律第 67 号) に 定を受けて管理する病院(診療所、介護老人保健施設) 和 22 年法律第 67 号) に 介護医療院) の名称及び開設場所は、次のとおりとす 基づいて行う指定管理 の名称及び開設場所は、次のとおりとする。 基づいて行う指定管理 者として管理する病院 (1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村) 者として管理する病院 (1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村) (診療所、介護老人保健 (2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村) 施設、介護医療院)の名 (3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村) (2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村) 施設) の名称及び開設場 (3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村) 所を掲げる。行わない場 称及び開設場所を掲げ (4)〇〇介護医療院 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村) る。行わない場合には、 合には、掲げる必要はな 掲げる必要はない。(以 い。(以下、第28条第3 下、第28条第3項及び 項及び第29条第5項に 第 29 条第5項において おいて同じ。)

(診療所、介護老人保健

	同じ。)		
第5条 本社団は、前条に掲げる病院(診療所、介護老	・本条には、医療法(昭和	第5条 本社団は、前条に掲げる病院(診療所、介護老	・本条には、医療法(昭和
人保健施設 <u>、介護医療院</u>)を経営するほか、次の業務	23 年法律第 205 号。以下	人保健施設)を経営するほか、次の業務を行う。	23 年法律第 205 号。以
を行う。	「法」という。)第 42 条	○○看護師養成所の経営	下「法」という。) 第 42
〇〇看護師養成所の経営	各号の規定に基づいて		条各号の規定に基づい
	行う附帯業務を掲げる。		て行う附帯業務を掲げ
	行わない場合には、掲げ		る。行わない場合には、
	る必要はない。		掲げる必要はない。
第3章 資産及び会計			
第6条~第11条 (略)	(略)	第3早 貝座及び云司 第6条~第11条 (略)	(略)
第12条 1~2 (略)	(吨)	第 0 宋 ~ 第 11 宋 (哈)	(呼音)
3 本社団は、毎会計年度終了後3月以内に、事業報告		3 本社団は、毎会計年度終了後3月以内に、事業報告	
書等及び監事の監査報告書を〇〇県知事に届け出な	において病院、診療所 <mark>、</mark>	書等及び監事の監査報告書を〇〇県知事に届け出な	において病院、診療所 <mark>又</mark>
ければならない。	介護老人保健施設 <u>又は</u>	ければならない。	<mark>は</mark> 介護老人保健施設を
	<u>介護医療院</u> を開設する		開設する医療法人につ
	医療法人については、主		いては、主たる事務所の
	たる事務所の所在地の		所在地の都道府県知事
	都道府県知事に届け出		に届け出るものとする。
	るものとする。		
第 13 条 (略)	(略)	第 13 条 (略)	
			(略)
第4章~第5章 (略)		第4章~第5章 (略)	
第6章 役員		第6章 役員	

第 27 条 (略)

第28条 1~2 (略)

3 本社団が開設(指定管理者として管理する場合を含む。) する病院(診療所、介護老人保健施設、介護医療院)の管理者は、必ず理事に加えなければならない。

(略)

(略)

•病院、診療所、介護老人 保健施設又は介護医療 院を2以上開設する場 合において、都道府県知 事(2以上の都道府県の 区域において病院、診療 所、介護老人保健施設又 は介護医療院を開設す る医療法人については 主たる事務所の所在地 の都道府県知事) の認可 を受けた場合は、管理者 (指定管理者として管 理する病院等の管理者 を除く。) の一部を理事 に加えないことができ る。(法第46条の5第6 項参照)

第 27 条 (略)

第28条 1~2 (略)

3 本社団が開設(指定管理者として管理する場合を含む。) する病院(診療所、介護老人保健施設)の管理者は、必ず理事に加えなければならない。

(略)

・病院、診療所又は介護老 人保健施設を2以上開 設する場合において、都 道府県知事(2以上の都 道府県の区域において 病院、診療所又は介護老 人保健施設を開設する 医療法人については主 たる事務所の所在地の 都道府県知事) の認可を 受けた場合は、管理者 (指定管理者として管 理する病院等の管理者 を除く。) の一部を理事 に加えないことができ る。(法第46条の5第6 項参照)

(略)

4~5 (略)

第29条 1~4 (略)

5 監事は、本社団の理事又は職員(本社団の開設する 病院、診療所、介護老人保健施設<u>又は介護医療院</u>(指 定管理者として管理する病院等を含む。)の管理者そ 第29条 1~4 (略)

5 監事は、本社団の理事又は職員(本社団の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設(指定管理者として管理する病院等を含む。)の管理者その他の職員を

の他の職員を含む。)を兼ねてはならない。		含む。)を兼ねてはならない。	
第 30 条~第 34 条 (略)		第 30 条~第 34 条 (略)	
第7章~第8章 (略)	(略)	第7章~第8章 (略)	(略)
第9章 解散、合併	(略)	第9章 解散、合併 <u>及び分割</u>	(略)
第 43 条~第 46 条 (略)		第 43 条~第 46 条 (略)	
		第 47 条 本社団は、総社員の同意があるときは、〇〇	
		県知事の認可を得て、分割することができる。	
第10章 雑則		第10章 雑則	
第 <u>47</u> 条 (略)		第 48 条 (略)	
第 48 条 (略)		第 <u>49</u> 条 (略)	
附則(略)	(略)	附 則 (略)	(略)

改 正 後		改正前	
別添 1		別添 1	
社団医療法人の定款例	備考	社団医療法人の定款例	備考
医療法人〇〇会定款		医療法人〇〇会定款	
第1章 名称及び事務所	(20)	第1章 名称及び事務所	
第1条~第2条 (略)	(略)	第1条~第2条 (略)	(略)
第2章 目的及び事業		第2章 目的及び事業	
第3条 本社団は、病院(診療所、介護老人保健施設、	•病院、診療所 <u>、</u> 介護老人	第3条 本社団は、病院(診療所、介護老人保健施設)	・病院、診療所 <mark>又は</mark> 介護老
<u>介護医療院</u>)を経営し、科学的でかつ適正な医療(及	保健施設 <mark>又は介護医療</mark>	を経営し、科学的でかつ適正な医療(及び要介護者に	人保健施設のうち、開設
び要介護者に対する看護、医学的管理下の介護及び必	<u>院</u> のうち、開設する施設	対する看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等)	する施設を掲げる。(以
要な医療等)を普及することを目的とする。	を掲げる。(以下、第4	を普及することを目的とする。	下、第4条、第5条、第
	条、第5条、第28条第		27 条第3項及び第28条
	3項及び第29条第5項		第5項において同じ。)
	において同じ。)		・介護老人保健施設のみを
	・介護老人保健施設 <u>又は介</u>		開設する医療法人につ
	<u>護医療院</u> のみを開設す		いては、「本社団は、介
	る医療法人については、		護老人保健施設を経営
	「本社団は、介護老人保		し、要介護者に対する看
	健施設 <u>(又は介護医療</u>		護、医学的管理下の介護
	<u>院)</u> を経営し、要介護者		及び必要な医療等を普

			7 - 7 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1
	に対する看護、医学的管		及することを目的とす
	理下の介護及び必要な		る。」とする。
	医療等を普及すること		
	を目的とする。」とする。		
第4条 本社団の開設する病院(診療所、介護老人保健		第4条 本社団の開設する病院(診療所、介護老人保健	
施設 <u>、介護医療院</u>) の名称及び開設場所は、次のとお		施設)の名称及び開設場所は、次のとおりとする。	
りとする。		(1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)	
(1) ○○病院 ○○県○○郡(市)○○町(村)		(2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)	
(2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)		(3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)	
(3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)			
(4) 〇〇介護医療院 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)			
2 本社団が〇〇市(町、村)から指定管理者として指	・本項には、地方自治法(昭	┃ 2 本社団が○○市(町、村)から指定管理者として指	・本項には、地方自治法(昭
定を受けて管理する病院(診療所、介護老人保健施設 <u>、</u>	和 22 年法律第 67 号) に	 定を受けて管理する病院(診療所、介護老人保健施設)	和 22 年法律第 67 号) に
<u>介護医療院</u>)の名称及び開設場所は、次のとおりとす	基づいて行う指定管理	の名称及び開設場所は、次のとおりとする。	基づいて行う指定管理
る。	者として管理する病院	(1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)	者として管理する病院
(1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)	(診療所、介護老人保健	(2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)	(診療所、介護老人保健
(2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)	施設 <u>、介護医療院</u>)の名	(3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)	施設)の名称及び開設場
(3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)	称及び開設場所を掲げ		所を掲げる。行わない場
(4) 〇〇介護医療院 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)	る。行わない場合には、		合には、掲げる必要はな
	掲げる必要はない。(以		い。(以下、第27条第3
	下、第 28 条第3項及び		項及び第 28 条第5項に
	第 29 条第5項において		おいて同じ。)
	同じ。)		
第5条 本社団は、前条に掲げる病院(診療所、介護老	・本条には、医療法(昭和	 第5条 本社団は、前条に掲げる病院(診療所、介護老	・本条には、医療法(昭和
│ │ 人保健施設 <u>、介護医療院</u>)を経営するほか、次の業務	23 年法律第 205 号。以下	 人保健施設)を経営するほか、次の業務を行う。	23 年法律第 205 号。以下

を行う。	「法」という。)第 42 条		「法」という。) 第 42 条
○○看護師養成所の経営	各号の規定に基づいて	〇〇看護師養成所の経営	各号の規定に基づいて
	行う附帯業務を掲げる。		行う附帯業務を掲げる。
	行わない場合には、掲げ		行わない場合には、掲げ
	る必要はない。		る必要はない。
第3章 資産及び会計		第3章 資産及び会計 	
第6条~第11条 (略)	(略)	第6条~第11条 (略)	(略)
第 12 条 1 ~ 2 (略)		第12条 1~2 (略)	
3 本社団は、毎会計年度終了後3月以内に、事業報告	・2以上の都道府県の区域	3 本社団は、毎会計年度終了後3月以内に、事業報告	・2 以上の都道府県の区域
書等及び監事の監査報告書を〇〇県知事に届け出な	において病院、診療所 <mark>、</mark>	書等及び監事の監査報告書を〇〇県知事に届け出な	において病院、診療所 <u>又</u>
ければならない。	介護老人保健施設 <mark>又は</mark>	ければならない。	<mark>は</mark> 介護老人保健施設を
	<u>介護医療院</u> を開設する		開設する医療法人につ
	医療法人については、主		いては、主たる事務所の
	たる事務所の所在地の		所在地の都道府県知事
	都道府県知事に届け出		に届け出るものとする。
	るものとする。		
第 13 条 (略)	(略)	第 13 条 (略)	(略)
第4章~第5章 (略)	(略)	第4章~第5章 (略)	(略)
第6章 役員		第6章 役員	
第 26 条 (略)		第 26 条 (略)	
第 27 条 1 ~ 2 (略)		第 27 条 1 ~ 2 (略)	
3 本社団が開設(指定管理者として管理する場合を含		3 本社団が開設(指定管理者として管理する場合を含	

む。)する病院(診療所、介護老人保健施設 <u>、介護医</u>	•病院、診療所 <u>、</u> 介護老人	む。)する病院(診療所、介護老人保健施設)の管理	・病院、診療所 <mark>又は</mark> 介護者
<u>療院</u>)の管理者は、必ず理事に加えなければならない。	保健施設 <mark>又は介護医療</mark>	者は、必ず理事に加えなければならない。	人保健施設を2以上開
	<u>院</u> を2以上開設する場		設する場合において、都
	合において、都道府県知		道府県知事(2以上の都
	事(2 以上の都道府県の		道府県の区域において
	区域において病院、診療		病院、診療所 <mark>又は</mark> 介護を
	所 <u>、</u> 介護老人保健施設 <u>又</u>		人保健施設を開設する
	<u>は介護医療院</u> を開設す		医療法人については主
	る医療法人については		たる事務所の所在地の
	主たる事務所の所在地		都道府県知事) の認可を
	の都道府県知事)の認可		受けた場合は、管理者
	を受けた場合は、管理者		(指定管理者として管
	(指定管理者として管		理する病院等の管理者
	理する病院等の管理者		を除く。)の一部を理事
	を除く。)の一部を理事		に加えないことができ
	に加えないことができ		る。(法第46条の5第6
	る。(法第46条の5第6		項参照)
	項参照)		
4~5 (略)	(略)	4~5 (略)	(略)
第 28 条 1 ~ 4 (略)	(略)	第 28 条 1 ~ 4 (略)	(略)
5 監事は、本社団の理事又は職員(本社団の開設する		5 監事は、本社団の理事又は職員(本社団の開設する	
病院、診療所 <u>、</u> 介護老人保健施設 <mark>又は介護医療院</mark> (指		病院、診療所 <mark>又は</mark> 介護老人保健施設(指定管理者とし	
定管理者として管理する病院等を含む。)の管理者そ		て管理する病院等を含む。)の管理者その他の職員を	
の他の職員を含む。)を兼ねてはならない。		含む。)を兼ねてはならない。	
第 29 条~第 33 条 (略)	(略)	第 29 条~第 33 条 (略)	(略)

第7章~第10章 (略)	(略)	第7章~第10章 (略)	(略)
附則(略)	(略)	附則(略)	(略)

別添 2			別添 2		
財団医療法人の寄附行為例	備	考	財団医療法人の寄附行為例	備	考
医療法人〇〇会寄附行為			医療法人〇〇会寄附行為		
第1章 名称及び事務所			第1章 名称及び事務所		
第1条~第2条 (略)	(略)		第1条~第2条 (略)	(略)	
第2章 目的及び事業			第2章 目的及び事業		
第3条 本財団は、病院(診療所、介護老人保健施設、	・病院、診療所	<u>、</u> 介護老人	第3条 本財団は、病院(診療所、介護老人保健施設)	• 病院、診療所	听 <mark>又は</mark> 介護老
<u>介護医療院</u>)を経営し、科学的でかつ適正な医療(及	保健施設 <mark>又は</mark>	<u>は介護医療</u>	を経営し、科学的でかつ適正な医療(及び要介護者に	人保健施設の	のうち、開設
び要介護者に対する看護、医学的管理下の介護及び必	<u>院</u> のうち、開	設する施設	対する看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等)	する施設を持	掲げる。(以
要な医療等)を普及することを目的とする。	を掲げる。(J	以下、第4	を普及することを目的とする。	下、第4条、	第5条、第
	条、第5条、	第 <u>27</u> 条第		<u>26</u> 条第3項	及び第 <u>27</u> 条
	3 項及び第 <mark>2</mark>	8 条第5項		第5項におし	ハて同じ。)
	において同じ	.)		• 介護老人保優	建施設のみを
	•介護老人保健	施設 <u>又は介</u>		開設する医	療法人につ
	<u>護医療院</u> のみ	りを開設す		いては、「本	財団は、介
	る医療法人に	ついては、		護老人保健	施設を経営
	「本財団は、	介護老人保		し、要介護者	首に対する看
	健施設 <u>(又は</u>	<u>は介護医療</u>		護、医学的管	管理下の介護
	<u>院)</u> を経営し	、要介護者		及び必要な	医療等を普
	に対する看護	、医学的管		及すること	を目的とす

	理下の介護及び必要な		る。」とする。
	医療等を普及すること		
	を目的とする。」とする。		
第4条 本財団の開設する病院(診療所、介護老人保健		第4条 本財団の開設する病院(診療所、介護老人保健	
施設 <u>、介護医療院</u>)の名称及び開設場所は、次のとお		施設)の名称及び開設場所は、次のとおりとする。	
りとする。		(1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)	
(1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)		(2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)	
(2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)		(3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)	
(3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)			
(4) 〇〇介護医療院 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)			
2 本財団が〇〇市(町、村)から指定管理者として指	・本項には、地方自治法(昭	2 本財団が〇〇市(町、村)から指定管理者として指	・本項には、地方自治法(昭
定を受けて管理する病院(診療所、介護老人保健施設 <mark>、</mark>	和 22 年法律第 67 号) に	定を受けて管理する病院(診療所、介護老人保健施設)	和 22 年法律第 67 号) に
<u>介護医療院</u>) の名称及び開設場所は、次のとおりとす	基づいて行う指定管理	の名称及び開設場所は、次のとおりとする。	基づいて行う指定管理
る 。	者として管理する病院	(1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)	者として管理する病院
(1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)	(診療所、介護老人保健	(2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)	(診療所、介護老人保健
(2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)	施設 <u>、介護医療院</u>)の名	(3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)	施設)の名称及び開設場
(3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)	称及び開設場所を掲げ		所を掲げる。行わない場
(4) 〇〇介護医療院 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)	る。行わない場合には、		合には、掲げる必要はな
	掲げる必要はない。(以		い。(以下、第 <u>26</u> 条第3
	下、第 <u>27</u> 条第3項及び		項及び第 <u>27</u> 条第5項に
	第 <u>28</u> 条第5項において		おいて同じ。)
	同じ。)		
第5条 本財団は、前条に掲げる病院(診療所、介護老	・本条には、医療法(昭和	第5条 本財団は、前条に掲げる病院(診療所、介護老	・本条には、医療法(昭和
人保健施設 <u>、介護医療院</u>)を経営するほか、次の業務を	23 年法律第 205 号。以下	人保健施設)を経営するほか、次の業務を行う。	23 年法律第 205 号。以下
行う。	「法」という。) 第 42 条	○○看護師養成所の経営	「法」という。)第 42 条

○○看護師養成所の経営	各号の規定に基づいて		各号の規定に基づいて
0 0 1 HART 26,791/1 10 12 12	行う附帯業務を掲げる。		行う附帯業務を掲げる。
	行わない場合には、掲げ		行わない場合には、掲げ
	る必要はない。		る必要はない。
	020 X 18 /8 V %		020 X 16 6 V %
第3章 資産及び会計		第3章 資産及び会計	
第6条~第11条 (略)		第6条~第11条 (略)	
第 12 条 1 ~ 2 (略)		第12条 1~2 (略)	
3 本財団は、毎会計年度終了後3月以内に、事業報告	・2以上の都道府県の区域	3 本財団は、毎会計年度終了後3月以内に、事業報告	・2 以上の都道府県の区域
書等及び監事の監査報告書を〇〇県知事に届け出な	において病院、診療所 <mark>、</mark>	書等及び監事の監査報告書を〇〇県知事に届け出な	において病院、診療所 <mark>又</mark>
ければならない。	介護老人保健施設 <mark>又は</mark>	ければならない。	<mark>は</mark> 介護老人保健施設を
	<u>介護医療院</u> を開設する		開設する医療法人につ
	医療法人については、主		いては、主たる事務所の
	たる事務所の所在地の		所在地の都道府県知事
	都道府県知事に届け出		に届け出るものとする。
	るものとする。		
第 13 条 (略)	(略)	第13条 (略)	(略)
第4章 評議員		第4章 評議員	
第 14 条 (略)	(略)	第14条 (略)	(略)
第 15 条 評議員は、次に掲げる者から理事会において		第 15 条 評議員は、次に掲げる者から理事会において	
選任した者につき、理事長が委嘱する。		選任した者につき、理事長が委嘱する。	
(1) 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従		(1) 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従	
事者		事者	
(2) 病院、診療所 <u>、</u> 介護老人保健施設 <mark>又は介護医療院</mark>		(2) 病院、診療所 <mark>又は</mark> 介護老人保健施設の経営に関し	

	,		1
の経営に関して識見を有する者		て識見を有する者	
(3) 医療を受ける者		(3) 医療を受ける者	
(4) 本財団の評議員として特に必要と認められる者		(4) 本財団の評議員として特に必要と認められる者	
2 評議員は、役員又は職員を兼ねることはできない。		2 評議員は、役員又は職員を兼ねることはできない。	
第 16 条 本財団は、評議員が任務を怠ったことによる	・本条を規定するか否かは		
損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理	<u>任意。</u>		
事会の決議により免除することができる。			
2 本財団は、評議員との間で、任務を怠ったことによ			
<u>る損害賠償責任について、当該評議員が職務を行うに</u>			
<u>つき善意でかつ重大な過失がないときに、損害賠償責</u>			
任の限定契約を締結することができる。ただし、その			
責任の限度額は、O円以上で本財団があらかじめ定め			
た額と法令で定める最低責任限度額とのいずれか高			
<u>い額とする。</u>			
第5章 評議員会		第5章 評議員会	
第 <u>17</u> 条 (略)	(略)	第 <u>16</u> 条 (略)	(略)
第 <u>18</u> 条 (略)		第 <u>17</u> 条 (略)	
第 <u>19</u> 条 (略)	(略)	第 <u>18</u> 条 (略)	(略)
第 <u>20</u> 条 (略)		第 <u>19</u> 条 (略)	
第 <u>21</u> 条 (略)		第 <u>20</u> 条 (略)	
第 <u>22</u> 条 (略)		第 <u>21</u> 条 (略)	
第 <u>23</u> 条 (略)		第 <u>22</u> 条 (略)	
第 <u>24</u> 条 (略)		第 <u>23</u> 条 (略)	
第 <u>25</u> 条 (略)		第 <u>24</u> 条 (略)	

第6章 役員

第 26 条 (略)

第 <u>27</u>条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 (略)

3 本財団が開設(指定管理者として管理する場合を含む。) する病院(診療所、介護老人保健施設、介護医療院)の管理者は、必ず理事に加えなければならない。

(略)

保健施設<u>又は介護医療</u>院を2以上開設する場合において、都道府県知事(2以上の都道府県の区域において病院、診療所、介護老人保健施設<u>又は介護医療院</u>を開設する医療法人については

主たる事務所の所在地

の都道府県知事) の認可

を受けた場合は、管理者

(指定管理者として管

理する病院等の管理者

を除く。)の一部を理事

•病院、診療所、介護老人

に加えないことができる。(法第46条の5第6項参照)

(略)

第6章 役員

第 25 条 (略)

第 <u>26</u>条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 (略)

3 本財団が開設(指定管理者として管理する場合を含む。) する病院(診療所、介護老人保健施設)の管理 者は、必ず理事に加えなければならない。 (略)

•病院、診療所又<u>は</u>介護老 人保健施設を2以上開 設する場合において、都 道府県知事(2以上の都 道府県の区域において 病院、診療所又は介護老 人保健施設を開設する 医療法人については主 たる事務所の所在地の 都道府県知事) の認可を 受けた場合は、管理者 (指定管理者として管 理する病院等の管理者 を除く。) の一部を理事 に加えないことができ る。(法第46条の5第6 項参照)

(略)

4~5 (略)

4~5 (略)

第 28 条 1 ~ 4 (略)	(略)	第 27 条 1 ~ 4 (略)	(略)
		— 5 監事は、本財団の理事又は職員(本財団の開設する	
病院、診療所、介護老人保健施設 <mark>又は介護医療院</mark> (指		│ ││ 病院、診療所 <mark>又は</mark> 介護老人保健施設(指定管理者とし	
ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー		││ ││ て管理する病院等を含む。)の管理者その他の職員を│	
 の他の職員を含む。)を兼ねてはならない。		 含む。)を兼ねてはならない。	
第 <u>29</u> 条 1 ~ 2 (略)		 第 <u>28</u> 条 1 ~ 2 (略)	
3 役員は、第 <u>26</u> 条に定める員数が欠けた場合には、		3 役員は、第 <u>25</u> 条に定める員数が欠けた場合には、	
任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任		任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任	
された者が就任するまで、なお役員としての権利義務		された者が就任するまで、なお役員としての権利義務	
を有する。		を有する。	
第 <u>30</u> 条 (略)	(略)	第 <u>29</u> 条 (略)	(略)
第 <u>31</u> 条 (略)	(略)	第 <u>30</u> 条 (略)	(略)
第 <u>32</u> 条 (略)		第 <u>31 条</u> (略)	
第 <u>33</u> 条 (略)	(略)	第 <u>32</u> 条 (略)	(略)
第7章 理事会		第7章 理事会	
第 <u>34 条</u> (略)		第 <u>33</u> 条 (略)	
第 <u>35</u> 条 (略)		第 <u>34</u> 条 (略)	
第 <u>36</u> 条 (略)	(略)	第 <u>35</u> 条 (略)	(略)
第 <u>37</u> 条 (略)	(略)	第 <u>36</u> 条 (略)	(略)
第 <u>38</u> 条 (略)	(略)	第 <u>37</u> 条 (略)	(略)
第 <u>39</u> 条 (略)		第 <u>38</u> 条 (略)	
第 <u>40</u> 条 (略)		第 <u>39</u> 条 (略)	
第8章 寄附行為の変更		第8章 寄附行為の変更	

第 <u>41</u> 条 (略)		第 <u>40</u> 条 (略)	
第9章 解散、合併及び分割		第9章 解散、合併及び分割	
第 42 条 (略)		第 <u>41</u> 条 (略)	
第 <u>43</u> 条 (略)		第 <u>42</u> 条 (略)	
第 44 条 (略)		第 43 条 (略)	
第 45 条 (略)		第 44 条 (略)	
第 <u>46</u> 条 (略)		第 <u>45</u> 条 (略)	
第10章 雑則		第10章 雑則	
第 47 条 (略)		第 <u>46</u> 条 (略)	
第 <u>48</u> 条 (略)	(略)	第 <u>47</u> 条 (略)	(略)
附 則 (略)		附 則 (略)	

改 正	後	改 正	前
社会医療法人の定款例	備考	社会医療法人の定款例	備考
社会医療法人〇〇会定款 第1章 名称及び事務所 第1条~第2条 (略)	(略)	社会医療法人〇〇会定款 第1章 名称及び事務所 第1条~第2条 (略)	(略)
第2章 目的及び事業 第3条 本社団は、病院(診療所、介護老人保健施設、 介護医療院)を経営し、科学的でかつ適正な医療(及 び要介護者に対する看護、医学的管理下の介護及び 必要な医療等)を普及することを目的とする。	・病院、診療所、介護老人保健施設 又は介護医療院のうち、開設する 施設を掲げる。(以下、第4条第1 項及び第2項、第5条並びに第29 条第4項において同じ。)	第2章 目的及び事業 第3条 本社団は、病院(診療所、介護老人保健施設) を経営し、科学的でかつ適正な医療(及び要介護者 に対する看護、医学的管理下の介護及び必要な医療 等)を普及することを目的とする。	・病院、診療所 <u>又は</u> 介護老人保健施 設のうち、開設する施設を掲げる。 (以下、第4条第1項及び第2項、 第5条並びに第29条第4項にお いて同じ。)
第4条 本社団の開設する病院(診療所、介護老人保健施設、介護医療院)の名称及び開設場所は、次のとおりとする。 (1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)(2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)(3)〇〇園 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)(4)〇〇介護医療院 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(大)		第4条 本社団の開設する病院(診療所、介護老人保健施設)の名称及び開設場所は、次のとおりとする。 (1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村) (2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村) (3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)	
(村) 2 本社団が○○市(町、村)から指定管理者として指定を受けて管理する病院(診療所、介護老人保健施設、介護医療院)の名称及び開設場所は、次のとおりとする。 (1)○○病院 ○○県○○郡(市)○○町(村) (2)○○診療所 ○○県○○郡(市)○○町(村) (3)○○園 ○○県○○郡(市)○○町(村) (4)○○介護医療院 ○○県○○郡(市)○○町 (村)	・本項には、地方自治法(昭和22年 法律第67号)に基づいて行う指定 管理者として管理する病院(診療 所、介護老人保健施設、介護医療 院)の名称及び開設場所を掲げる。 行わない場合には、掲げる必要は ない。(以下、第29条第4項及び 第30条第5項において同じ。)	2 本社団が〇〇市(町、村)から指定管理者として 指定を受けて管理する病院(診療所、介護老人保健 施設)の名称及び開設場所は、次のとおりとする。 (1)〇〇病院 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村) (2)〇〇診療所 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村) (3)〇〇園 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)	・本項には、地方自治法(昭和22年 法律第67号)に基づいて行う指定 管理者として管理する病院(診療 所、介護老人保健施設)の名称及 び開設場所を掲げる。行わない場 合には、掲げる必要はない。(以下、 第29条第4項及び第30条第5項 において同じ。)
3 (略)	(略)	3 (略)	(略)

第5条 本社団は、前条に掲げる病院(診療所、介護	(略)	第5条 本社団は、前条に掲げる病院(診療所、介護	(略)
老人保健施設 <mark>、介護医療院</mark>)を経営するほか、次の		老人保健施設)を経営するほか、次の業務を行う。	
業務を行う。			
〇〇看護師養成所の経営		〇〇看護師養成所の経営	
第6条 (略)	(略)	第6条 (略)	(略)
第3章 資産及び会計		第3章 資産及び会計	
第7条~第8条 (略)	(略)	第7条~第8条 (略)	(略)
第9条本社団の資産は、社員総会又は理事会で定め		第9条 本社団の資産は、社員総会又は理事会で定め	
た方法によって、理事長が管理する。		た方法によって、理事長が管理する。	
2 前項の資産のうち、財産の取得又は改良に充てる	(略)	2 前項の資産のうち、財産の取得又は改良に充てる	(略)
ための資金及び次に掲げる将来の特定の事業の実		ための資金及び次に掲げる将来の特定の事業の実	
施のために特別に支出する費用に係る支出に充て		施のために特別に支出する費用に係る支出に充て	
るために保有する特定事業準備資金については、他		るために保有する特定事業準備資金については、他	
の資金と明確に区分して管理するものとする。		の資金と明確に区分して管理するものとする。	
(1) 〇〇病院の病床の増床(平成〇〇年実施予定)		(1) 〇〇病院の病床の増床(平成〇〇年実施予定)	
(2) 診療所の新規開設(平成〇〇年実施予定)		(2) 診療所の新規開設(平成〇〇年実施予定)	
(3) 介護老人保健施設の新規開設(平成〇〇年実施			
予定)			
(4) 介護医療院の新規開設(平成〇〇年実施予定)			
(5) 訪問看護ステーションの新規開設(平成〇〇年		(3) 訪問看護ステーションの新規開設(平成〇〇年	
実施予定)		実施予定)	
3 (略)		3 (略)	
3 (WG)		3 (Ψ <u>α</u>)	
第 10 条~第 12 条 (略)	(略)	笠10 久。笠19 久 /畋\	(略)
カ I ○ 木~	\WII/	第 10 条~第 12 条 (略)	\# i /
第13条1~2 (略)	(略)	 第13条1~2 (略)	(略)
3 本社団は、毎会計年度終了後3月以内に、事業報	・社会医療法人債発行法人について	70. 71.	・社会医療法人債発行法人について
告書等及び監事の監査報告書を〇〇県知事に届け	は、「事業報告書等、監事の監査報		は、「事業報告書等、監事の監査報
日音等及び監事の監査報告音を〇〇宗和事に届け 出なければならない。	告書及び公認会計士又は監査法人		告書及び公認会計士又は監査法人
田(やいんになべなん。	の監査報告書」とする。	田/みいりのはなる ひ/み v ,º	の監査報告書」とする。
	の監査報告書」と9 る。 ・2以上の都道府県の区域において		の監査報告者」と9 つ。 ・2以上の都道府県の区域において
	病院、診療所、介護老人保健施設		病院、診療所 <mark>又は</mark> 介護老人保健施
	<u>又は介護医療院</u> を開設する医療法		設を開設する医療法人については、これを実施の変え
	人については、主たる事務所の所		は、主たる事務所の所在地の都道
	在地の都道府県知事に届け出るも		府県知事に届け出るものとする。

	のとする。		
第 14 条 (略)		第 14 条 (略)	
第4章~第5章 (略)	(略)	第4章~第5章 (略)	(略)
第6章 役員 第28条 (略)	(略)	第6章 役員 第28条 (略)	(略)
第29条1~3 (略) 4 本社団が開設(指定管理者として管理する場合を含む。)する病院(診療所、介護老人保健施設、介護医療院)の管理者は、必ず理事に加えなければならない。	(略) ・病院、診療所、介護老人保健施設 又は介護医療院を2以上開設する 場合において、都道府県知事(2 以上の都道府県の区域において病 院、診療所、介護老人保健施設又 は介護医療院を開設する医療法人 については主たる事務所の所在地 の都道府県知事)の認可を受けた 場合は、管理者(指定管理者として管理する病院等の管理者を除 く。)の一部を理事に加えないこと ができる。(法第46条の5第6項 参照)	第29条1~3 (略) 4 本社団が開設(指定管理者として管理する場合を含む。)する病院(診療所、介護老人保健施設)の管理者は、必ず理事に加えなければならない。	(略) ・病院、診療所又は介護老人保健施設を2以上開設する場合において、都道府県知事(2以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人については主たる事務所の所在地の都道府県知事)の認可を受けた場合は、管理者(指定管理者として管理する病院等の管理者を除く。)の一部を理事に加えないことができる。(法第46条の5第6項参照)
5~6 (略)	(略)	5~6 (略)	(略)
第30条1~4 (略) 5 監事は、本社団の理事又は職員(本社団の開設する病院、診療所、介護老人保健施設 <u>又は介護医療院</u> (指定管理者として管理する病院等を含む。)の管理者その他の職員を含む。)を兼ねてはならない。	(略)	第30条1~4 (略) 5 監事は、本社団の理事又は職員(本社団の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設(指定管理者として管理する病院等を含む。)の管理者その他の職員を含む。)を兼ねてはならない。	(略)
第 31 条~第 36 条 (略)	(略)	第 31 条~第 36 条 (略)	(略)
第7章~第10章 (略)	(略)	第7章~第10章 (略)	(略)

改 正		改正	前
社会医療法人の寄附行為例		社会医療法人の寄附行為例	
	, no 5		# J
社会医療法人〇〇会寄附行為		社会医療法人〇〇会寄附行為	
第1章 名称及び事務所		第1章 名称及び事務所	
第1条~第2条 (略)	(略)	第1条~第2条 (略)	(略)
第2章 目的及び事業		第2章 目的及び事業	
第3条 本財団は、病院(診療所、介護老人保健施設、	·病院、診療所 <u>、</u> 介護老人保健施設		・病院、診療所 <u>又は</u> 介護老人保健施
<u>介護医療院</u>)を経営し、科学的でかつ適正な医療(及	<u>又は介護医療院</u> のうち、開設する	を経営し、科学的でかつ適正な医療(及び要介護者	設のうち、開設する施設を掲げる。
び要介護者に対する看護、医学的管理下の介護及び	施設を掲げる。(以下、第4条第1	に対する看護、医学的管理下の介護及び必要な医療	(以下、第4条第1項及び第2項、
必要な医療等)を普及することを目的とする。	項及び第2項、第5条並びに第 <u>28</u>	等)を普及することを目的とする。	第5条並びに第 27 条第4項にお
	条第4項において同じ。)		いて同じ。)
数 4 名			
第4条 本財団の開設する病院(診療所、介護老人保健施設、介護医療院)の名称及び開設場所は、次の		第4条 本財団の開設する病院(診療所、介護老人保健施設)の名称及び開設場所は、次のとおりとする。	
		(1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)	
(1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)		(2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡 (市) 〇〇町 (村)	
(2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡(市) 〇〇町(村)		(3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡 (市) 〇〇町 (村)	
(3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡 (市) 〇〇町 (村)		(a) COM COMP (iii) COM (iii)	
(4) 〇〇介護医療院 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町			
(村)			
2 本財団が〇〇市(町、村)から指定管理者として	・本項には、地方自治法(昭和22年	2 本財団が〇〇市(町、村)から指定管理者として	・本項には、地方自治法(昭和22年
指定を受けて管理する病院(診療所、介護老人保健	法律第67号) に基づいて行う指定	指定を受けて管理する病院(診療所、介護老人保健	法律第67号)に基づいて行う指定
施設 <u>、介護医療院</u>) の名称及び開設場所は、次のと	管理者として管理する病院(診療	施設)の名称及び開設場所は、次のとおりとする。	管理者として管理する病院(診療
おりとする。	所、介護老人保健施設 <u>、介護医療</u>	(1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)	所、介護老人保健施設)の名称及
(1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)	<u>院</u>)の名称及び開設場所を掲げる。	(2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)	び開設場所を掲げる。行わない場
(2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)	行わない場合には、掲げる必要は	(3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)	合には、掲げる必要はない。(以下、
(3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)	ない。(以下、第 <u>28</u> 条第4項及び		第 <u>27</u> 条第4項及び第 <u>28</u> 条第5項
(4) 〇〇介護医療院 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町	第 <u>29</u> 条第5項において同じ。)		において同じ。)
<u>(村)</u>			
3 (略)	(略)	3 (略)	(略)

第5条 本財団は、前条に掲げる病院(診療所、介護	(略)	第5条 本財団は、前条に掲げる病院(診療所、介護	(略)
老人保健施設 <u>、介護医療院</u>)を経営するほか、次の		老人保健施設)を経営するほか、次の業務を行う。	
業務を行う。			
〇〇看護師養成所の経営		○○看護師養成所の経営	
第6条 (略)	(略)	第6条 (略)	(略)
第3章 資産及び会計		第3章 資産及び会計	
第7条~第8条 (略)	(略)	第7条~第8条 (略)	(略)
 第9条 本財団の資産は、理事会で定めた方法によっ		 第9条 本財団の資産は、理事会で定めた方法によっ	
て、理事長が管理する。		て、理事長が管理する。	
2 前項の資産のうち、財産の取得又は改良に充てる	(略)	2 前項の資産のうち、財産の取得又は改良に充てる	(略)
ための資金及び次に掲げる将来の特定の事業の実	(MD)	ための資金及び次に掲げる将来の特定の事業の実	(ма)
施のために特別に支出する費用に係る支出に充て		施のために特別に支出する費用に係る支出に充て	
るために保有する特定事業準備資金については、他		るために保有する特定事業準備資金については、他	
の資金と明確に区分して管理するものとする。		の資金と明確に区分して管理するものとする。	
(1) 〇〇病院の病床の増床(平成〇〇年実施予定)		(1) 〇〇病院の病床の増床(平成〇〇年実施予定)	
(2) 診療所の新規開設(平成〇〇年実施予定)		(2) 診療所の新規開設(平成〇〇年実施予定)	
(3) 介護老人保健施設の新規開設(平成〇〇年実施			
予定)			
(4) 介護医療院の新規開設(平成○○年実施予定)			
(5) 訪問看護ステーションの新規開設(平成〇〇年		(3) 訪問看護ステーションの新規開設(平成〇〇年	
実施予定)		実施予定)	
3 (略)		3 (略)	
,		, 2	
第10条~第12条 (略)	(略)	第 10 条~第 12 条 (略)	(略)
Att 10 AT 1 0 (TAT)	(mdr)	Att 10 f7 4 a (Mtr.)	(mtr.)
第13条1~2 (略)	(略)	第13条1~2 (略)	(略)
3 本財団は、毎会計年度終了後3月以内に、事業報	社会医療法人債発行法人については、「東世界に書等、監事の監査器		社会医療法人債発行法人については、「事業お生力等、監査の監査報
告書等及び監事の監査報告書を〇〇県知事に届け	は、「事業報告書等、監事の監査報		は、「事業報告書等、監事の監査報
出なければならない。	告書及び公認会計士又は監査法人の監査状件書いたまる	出なければならない。	告書及び公認会計士又は監査法人
	の監査報告書」とする。		の監査報告書」とする。
	・2以上の都道府県の区域において		・2以上の都道府県の区域において
	病院、診療所、介護老人保健施設		病院、診療所 <mark>又は</mark> 介護老人保健施
	スは介護医療院を開設する医療法 トについては、またる事務所の所		設を開設する医療法人については、またる東路所の所な地の都道
	人については、主たる事務所の所		は、主たる事務所の所在地の都道
	在地の都道府県知事に届け出るも		府県知事に届け出るものとする。

	のとする。		
第14条 (略)		第 14 条 (略)	
第4章 評議員		第4章 評議員	
第 15 条 (略)	(略)	第 15 条 (略)	(略)
第 16 条 評議員は、次に掲げる者から理事会におい		 第 16 条 評議員は、次に掲げる者から理事会におい	
て選任した者につき、理事長が委嘱する。		て選任した者につき、理事長が委嘱する。	
(1) 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療		(1) 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療	
従事者		従事者	
(2) 病院、診療所、介護老人保健施設 <u>又は介護医療</u>		(2) 病院、診療所又は介護老人保健施設の経営に関	
院の経営に関して識見を有する者		して識見を有する者	
(3) 医療を受ける者		(3) 医療を受ける者	
(4) 本財団の評議員として特に必要と認められる者		(4) 本財団の評議員として特に必要と認められる 者	
2~3 (略)	(略)	2~3 (略)	(略)
2 0 (441)	(#1)	2 0 (мп)	(#1)
第 17 条 本財団は、評議員が任務を怠ったことによ	・本項を規定するか否かは任意。		
る損害賠償責任を、法令に規定する額を限度とし			
て、理事会の決議により免除することができる。			
2 本財団は、評議員との間で、任務を怠ったことに			
よる損害賠償責任について、当該評議員が職務を行			
うにつき善意でかつ重大な過失がないときに、損害			
<u>賠償責任の限定契約を締結することができる。ただ</u>			
し、その責任の限度額は、〇円以上で本財団があら			
かじめ定めた額と法令で定める最低責任限度額と			
<u>のいずれか高い額とする。</u>			
第5章 評議員会		第5章 評議員会	
第 18 条 (略)	(略)	第 17 条 (略)	(略)
第 <u>19</u> 条 (略)		第 <mark>18</mark> 条 (略)	
第 20 条 (略)		第 <u>19</u> 条 (略)	
第 21 条 (略)		第 <u>20</u> 条 (略)	
第 22 条 (略)		第 <u>21</u> 条 (略)	
第 23 条 (略)		第 <mark>22</mark> 条 (略)	
第 <u>24</u> 条 (略)		第 <mark>23</mark> 条 (略)	

第 25 条 (略)

第 26 条 (略)

第6章 役員

第27条 (略)

第28条1~3 (略)

4 本財団が開設(指定管理者として管理する場合を 含む。)する病院(診療所、介護老人保健施設、介 護医療院)の管理者は、必ず理事に加えなければな らない。

5~6 (略)

- 第29条 理事長は本財団を代表し、本財団の業務に 関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限 を有する。
- 2 理事長は、医療法人の業務を執行し、
- (例1)3筒月に1回以上、自己の職務の執行の状況 を理事会に報告しなければならない。
- (例2) 毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以 上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなけ ればならない。
- 3 (略)
- 4 監事は、次の職務を行う。
- (1)~(2) (略)
- (3) 本財団の業務又は財産の状況について、毎会計年 度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後3月 以内に評議員会及び理事会に提出すること。
- (4)~(6) (略)
- 5 監事は、本財団の理事、評議員又は職員(本財団

(略)

(略)

病院、診療所、介護老人保健施設 又は介護医療院を2以上開設する 場合において、都道府県知事(2) 以上の都道府県の区域において病 院、診療所、介護老人保健施設又 は介護医療院を開設する医療法人 については主たる事務所の所在地 の都道府県知事) の認可を受けた 場合は、管理者(指定管理者とし て管理する病院等の管理者を除 く。) の一部を理事に加えないこと ができる。(法第46条の5第6項 参照)

(略)

・この報告は、現実に開催された理 2 理事長は、医療法人の業務を執行し、 事会において行わなければなら ず、報告を省略することはできな い。

第 24 条 (略)

第 25 条 (略)

第6章 役員

第 26 条 (略)

第27条1~3 (略)

4 本財団が開設(指定管理者として管理する場合を 含む。) する病院(診療所、介護老人保健施設)の 管理者は、必ず理事に加えなければならない。

5~6 (略)

- 第28条 理事長は本財団を代表し、本財団の業務に 関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限 を有する。
- (例1)3筒月に1回以上、自己の職務の執行の状況 を理事会に報告しなければならない。
- (例2) 毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以 上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなけ ればならない。
- 3 (略)
- 4 監事は、次の職務を行う。
- (1)~(2) (略)
- (3) 本財団の業務又は財産の状況について、毎会計年 度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後3月 以内に評議員会及び理事会理事に提出すること。

(4)~(6) (略)

5 監事は、本財団の理事、評議員又は職員(本財団

(略)

(略)

病院、診療所又は介護老人保健施 設を2以上開設する場合におい て、都道府県知事(2以上の都道 府県の区域において病院、診療所 又は介護老人保健施設を開設する 医療法人については主たる事務所 の所在地の都道府県知事) の認可 を受けた場合は、管理者(指定管 理者として管理する病院等の管理 者を除く。)の一部を理事に加えな いことができる。(法第46条の5 第6項参照)

(略)

の開設する病院、診療所 <u>、</u> 介護老人保健施設 <u>又は介</u>		の開設する病院、診療所 <mark>又は</mark> 介護老人保健施設(指	
護医療院 (指定管理者として管理する病院等を含		定管理者として管理する病院等を含む。)の管理者	
む。)の管理者その他の職員を含む。)を兼ねてはな		その他の職員を含む。)を兼ねてはならない。	
らない。			
第30条1~2 (略)		第 29 条 1 ~ 2 (略)	
3 役員は、第 27 条に定める員数が欠けた場合には、		3 <u>==-</u> 3	
役員の任期又は辞任により退任した後も、新たに選		では、新されている。 役員の任期又は辞任により退任した後も、新たに選	
任された者が就任するまで、なお役員としての権利		任された者が就任するまで、なお役員としての権利	
義務を有する。		義務を有する。	
for 04 dz (mb)	(mtr.)	here and det (meta)	(mtr.)
第 <u>31</u> 条 (略)	(略)	第 <u>30</u> 条 (略)	(略)
第 <u>32</u> 条 (略)		第 31 条 (略)	
第 <u>33</u> 条 (略)		第 <u>32</u> 条 (略)	
第 <u>34</u> 条 (略)		第 <u>33</u> 条 (略)	
第 <u>35</u> 条 (略)		第 <u>34</u> 条 (略)	
第7章 理事会		第7章 理事会	
第 <u>36</u> 条 (略)		第 <u>35</u> 条 (略)	
第 <mark>37</mark> 条 (略)		第 <u>36</u> 条 (略)	
第 38 条 (略)	(略)	第 <mark>37</mark> 条 (略)	(略)
第 <mark>40</mark> 条 (略)		第39条 (略)	
第41条 理事会の決議は、法令又はこの寄附行為に	(略)	第 40 条 理事会の決議は、法令又はこの寄附行為に	(略)
別段の定めがある場合を除き、議決事項について特	(-H/	別段の定めがある場合を除き、議決事項について特	(-1)
別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が		別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が	
出席し、その過半数をもって行う。		出席し、その過半数をもって行う。	
. –			
2 前項の規定にかかわらず、第 20 条第 1号から第		2 前項の規定にかかわらず、第 19 条第 1号から第	
8号までに掲げる事項は、理事会において特別の利		8号までに掲げる事項は、理事会において特別の利	
害関係を有する理事を除く理事の3分の2以上の		害関係を有する理事を除く理事の3分の2以上の	
多数による議決を必要とする。		多数による議決を必要とする。	
3 (略)	(略)	3 (略)	(略)
第 <u>42</u> 条 (略)	(略)	第 <u>41</u> 条 (略)	(略)
第 <u>43</u> 条 (略)		第 <u>42</u> 条 (略)	
第8章 寄附行為の変更		第8章 寄附行為の変更	
第 <u>44</u> 条 (略)		第 <u>43</u> 条 (略)	
<u> </u>			

第9章 解散及び合併 第 <u>45</u> 条 (略) 第 <u>46</u> 条 (略) 第 <u>47</u> 条 (略) 第 <u>48</u> 条 (略)	第9章 解散及び合併 第44条 (略) 第45条 (略) 第46条 (略) 第47条 (略)	
第 1 O 章 雑則 第 <u>49</u> 条 (略) 第 <u>50</u> 条 (略)	第 1 O章 雑則 第 <u>48</u> 条 (略) 第 <u>49</u> 条 (略)	

〇「医療法人制度の改正及び都道府県医療審議会について」(昭和61年健政発第410号)の一部改正

後

(下線の部分は改正部分)

第一 医療法人制度に関する事項

1~5 (略)

6 病院、診療所、介護老人保健施設<mark>又は介護医療院</mark>(以下「病院等」という。)の 管理者の理事就任

正

(1) ~(3) (略)

7~8 (略)

- 9 医療法人の事務所への立入検査及び医療法人に対する改善命令
 - (1) 法第63条又は法第64条に規定する「運営が著しく適正を欠く」場合とは、 附帯業務に多額の投資を行うことによって法人の経営状態が悪化する等法人の 附帯業務の継続が法人本来の業務である病院等の経営に支障があると認められ る場合や法人の資金を役員個人又は関連企業に不当に流用し、病院等の経営の 悪化を招いていると認められる場合等をいうものであること。
 - (2) (略)
 - (3) また、法第 64 条の規定に基づく「必要な措置」の例として、不動産の買占め、不動産賃貸業等附帯業務の範囲を超える事業を行っている場合のその事業の中止、附帯業務の継続が、法人本来の業務である病院等の運営に支障があると認められる場合のその附帯業務の中止、縮小等が考えられること。

10 (略)

第二 (略)

別添1~4 略

第一 医療法人制度に関する事項

1~5 (略)

6 病院、診療所<u>又は</u>介護老人保健施設(以下「病院等」という。)の管理者の理事 就任

正

前

(1) ~(3) (略)

7~8 (略)

- 9 医療法人の事務所への立入検査及び医療法人に対する改善命令
 - (1) 法第63条又は法第64条に規定する「運営が著しく適正を欠く」場合とは、 附帯業務に多額の投資を行うことによって法人の経営状態が悪化する等法人の 附帯業務の継続が法人本来の業務である病院、診療所又は介護老人保健施設の 経営に支障があると認められる場合や法人の資金を役員個人又は関連企業に不 当に流用し、病院、診療所又は介護老人保健施設の経営の悪化を招いていると 認められる場合等をいうものであること。

(2) (略)

(3) また、法第 64 条の規定に基づく「必要な措置」の例として、不動産の買占め、不動産賃貸業等附帯業務の範囲を超える事業を行っている場合のその事業の中止、附帯業務の継続が、法人本来の業務である病院、診療所又は介護老人保健施設の運営に支障があると認められる場合のその附帯業務の中止、縮小等が考えられること。

10 (略)

第二 (略)

別添1~4 略

(下線の部分は改正部分)

改 正 後

改

医療法人の運営管理の指導については、かねてから格段の御配意を煩わしているところであるが、医療法人制度の普及及び変遷とともに、その果たすべき役割も一層大きなものとなっている。

いうまでもなく、医療法人は非営利性を明確に示した組織であり、あくまで健全な 医療事業の経営と適切な法人運営を維持することによって、適正な医療の供給体制を 構築することが要請される。このことは、何よりも自らの不断の努力によるべきもの ではあるが、同時に十分な指導監督も肝要である。

今般、都道府県において医療法人の指導を行うに当たって支障を生じないようにするため、従来の医療法人に関する指導、通達等を編集、整理し、「医療法人運営管理 指導要綱」を別添のとおり制定することとしたので、医療法人の指導監督に当たって は十分留意するとともに適正な法人運営の確保について特段の配意を願いたい。

なお、この指導要綱は、病院、介護老人保健施設又は介護医療院等を開設する医療法人について適用するものであり、いわゆる一人医師医療法人(医師又は歯科医師が常時一人又は二人勤務する診療所を開設しようとする社団又は財団の医療法人)については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院等を開設する医療法人の運営とは異なることから、また、施行後まだ短時日でもあることから当該要綱は対象としないので留意されたい。

医療法人の運営管理の指導については、かねてから格段の御配意を煩わしているところであるが、医療法人制度の普及及び変遷とともに、その果たすべき役割も一層大きなものとなっている。

正

前

いうまでもなく、医療法人は非営利性を明確に示した組織であり、あくまで健全な医療 事業の経営と適切な法人運営を維持することによって、適正な医療の供給体制を構築する ことが要請される。このことは、何よりも自らの不断の努力によるべきものではあるが、 同時に十分な指導監督も肝要である。

今般、都道府県において医療法人の指導を行うに当たって支障を生じないようにするため、従来の医療法人に関する指導、通達等を編集、整理し、「医療法人運営管理指導要綱」を別添のとおり制定することとしたので、医療法人の指導監督に当たっては十分留意するとともに適正な法人運営の確保について特段の配意を願いたい。

なお、この指導要綱は、病院<u>又は</u>老人保健施設等を開設する医療法人について適用する ものであり、いわゆる一人医師医療法人(医師又は歯科医師が常時一人又は二人勤務する 診療所を開設しようとする社団又は財団の医療法人)については、病院<u>又は</u>老人保健施設 等を開設する医療法人の運営とは異なることから、また、施行後まだ短時日でもあること から当該要綱は対象としないので留意されたい。

別 添 医療法人運営管理指導要綱

項 目	運営管理指導要綱	備	考
I 組織運営 1 (略)	1~2 (略)	(略)	
2 役員 (1) ~ (5)	(略)	(略)	
(略)			
(6) 監事	1~3 (略)	(略)	
	4 法人の適正な会計管理等を行う観点からも内部監査機構の確立を図ることが重要である。また、病院、介護老人保健施設又は介護医療院等を開設する医療法人の監査については外部監査が行われることが望ましい。	(略)	
	5~6 (略)	(略)	
3 評議員	1~2 (略)	(略)	
(財団たる	3 次に掲げる者から選任されて	(略)	
医療法人)	いること。		
	① 医師、歯科医師、薬剤師、		

別 添

医療法人運営管理指導要綱

項目	運営管理指導要綱	備考	
I 組織運営 1 (略)	1~2 (略)	(略)	
2 役員 (1)~(5) (略)	(略)	(略)	
(6) 監事	1~3 (略)	(略)	
	4 法人の適正な会計管理等を行う観点からも内部監査機構の確立を図ることが重要である。また、病院 <u>又は</u> 介護老人保健施設等を開設する医療法人の監査については外部監査が行われることが望ましい。 5~6 (略)	(略)	
3 評議員	1~2 (略)	(略)	
(財団たる	3 次に掲げる者から選任されて	(略)	
医療法人)	いること。		
	① 医師、歯科医師、薬剤師、		

	看護師その他の医療従事者			看護師その他の医療従事者	
	② 病院、診療所、介護老人保			② 病院、診療所 <u>又は</u> 介護老人	
	健施設 <u>又は介護医療院</u> の経営			保健施設の経営に関し識見を	
	に関し識見を有する者			有する者	
	③~④ (略)			③~④ (略)	
	4~7 (略)	(略)		4~7 (略)	(略)
4 ~ 5	(略)	(略)	4~5	(略)	(略)
	(四台)	(呼音)			(哈)
(略)	4 / (mbr.)	/ m.&r \	(略)	d (m/cr)	/ m.tz \
Ⅱ業務	1~4 (略)	(略)	Ⅱ 業務	1~4 (略)	(略)
1 (略)			1 (略)		
2 附帯業務	1 附帯業務の経営により、医療事	・医療法第 42 条各号	2 附帯業務	1 附帯業務の経営により、医療事	・医療法第 42 条各号
	業等主たる事業の経営に支障を	・その開設する病院、診		業等主たる事業の経営に支障を	・その開設する病院、診療所
	来たしていないこと。	療所 <mark>、</mark> 介護老人保健施		来たしていないこと。	<mark>及び</mark> 介護老人保健施設の業
		設 <u>及び介護医療院</u> の業			務に支障のない限り、定款
		務に支障のない限り、			又は寄附行為の定めるとこ
		定款又は寄附行為の定			ろにより、平成 19 年 3 月
		めるところにより、平			30 日医政発第 0330053 号医
		成 19 年 3 月 30 日医政			政局長通知に掲げる業務
		発第 0330053 号医政局			(これに類するものを含
		長通知に掲げる業務			む)の全部又は一部を行う
		(これに類するものを			ことができる。
		含む)の全部又は一部			
		を行うことができる。			
Ⅲ 管理	(略)	(略)	Ⅲ 管理	(略)	(略)

1~2			1~2		
(略)			(略)		
3 会計管理	(略)	(略)	3 会計管理	(略)	(略)
(1) ~ (5)			(1) ~ (5)		
(略)			(略)		
(6) その他	1 病院、介護老人保健施設、介護		(6) その他	1 病院、介護老人保健施設等の患	
	<u>医療院</u> 等の患者又は入所者から			者又は入所者から預かっている	
	預かっている金銭は別会計で経			金銭は別会計で経理されている	
	理されているとともに、適正に管			とともに、適正に管理がなされて	
	理がなされていることが望まし			いることが望ましいこと。	
	いこと。			2 (略)	
	2 (略)				
4~5	(略)	(略)	4~5	(略)	(略)
(略)			(略)		
IV (略)	(略)	(略)	Ⅳ (略)	(略)	(略)

〇「医療法人制度について」(平成19年医政発第0330049号)の一部改正

Œ

後

改

(下線の部分は改正部分)

第1 改正の内容

- 1 医療法人の業務の拡大について
- (1) 医療法(昭和23年法律第205号。以下「法」という。)第42条の規定は、 医療法人が地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者として公の施設である病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院、以下「病院等」という。)を管理する場合、当該業務が医療法人の本来業務と して行われるものであることを明確にしたものであること。

(2) ~ (3) (略)

2~5 (略)

- 6 医療法人の資産要件の見直しについて
- (1) 規則第30条の34の規定は、医療法人の資産要件として定められてきた自己資本比率に関する要件を廃止することとし、病院等を開設する医療法人は、開設する病院等に必要な施設、設備又は資金を有しなければならないものとしたこと。

(2) ~ (4) (略)

7~8 (略)

第2~第4 (略)

第1 改正の内容

- 1 医療法人の業務の拡大について
- (1) 医療法(昭和23年法律第205号。以下「法」という。)第42条の規定は、 医療法人が地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者として公の施設である病院、診療所又は介護老人保健施設(以下「病院等」という。)を管理する場合、当該業務が医療法人の本来業務として行われるものであることを明確にしたものであること。

正

改

(2) ~ (3) (略)

2~5 (略)

- 6 医療法人の資産要件の見直しについて
- (1) 規則第30条の34の規定は、医療法人の資産要件として定められてきた自己資本比率に関する要件を廃止することとし、病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人は、開設する病院、診療所又は介護老人保健施設に必要な施設、設備又は資金を有しなければならないものとしたこと。

(2) ~ (4) (略)

7~8 (略)

第2~第4 (略)

〇「医療法人の基金について」(平成19年医政発第0330051号)の一部改正

(下線の部分は改正部分)

改 正 後	改正前
第 1 (略)	第 1 (略)
第2 基金の手続	第2 基金の手続
1~2 (略)	1~2 (略)
3 基金の申込み	3 基金の申込み
(1) (略)	(1) (略)
(2)(1)にかかわらず、設立時社員が(1)による通知をする場合には、申込みをしよう	(2) (1)にかかわらず、設立時社員が(1)による通知をする場合には、申込みをし
とする者に対して通知すべき事項は、次に掲げる事項とすること。	ようとする者に対して通知すべき事項は、次に掲げる事項とすること。
① (略)	① (略)
② 法第44条第2項第1号、第4号、第8号及び第12号に掲げる事項	② 法第44条第2項第1号、第4号、第8号及び第11号に掲げる事項
③~⑥ (略)	③~⑥ (略)
(3)~(6) (略)	(3)~(6) (略)
4~9 (略)	4~9 (略)
10 基金の返還(規則第30条の38)	10 基金の返還(規則第30条の38)
(1) (略)	(1) (略)
(2) 社団医療法人は、ある会計年度に係る貸借対照表上の純資産額が次に掲げる金額	(2) 社団医療法人は、ある会計年度に係る貸借対照表上の純資産額が次に掲げる金額
の合計額を超える場合においては、当該会計年度の次の会計年度の決算の決定に関	の合計額を超える場合においては、当該会計年度の次の会計年度の決算の決定に関
する定時社員総会の日の前日までの間に限り、当該超過額を返還の総額の限度とし	する定時社員総会の日の前日までの間に限り、当該超過額を返還の総額の限度とし
て基金の返還をすることができること。	て基金の返還をすることができること。
① 基金(13の代替基金を含む。)の総額	① 基金(13の代替基金を含む。)の総額
② 資産につき時価を基準として評価を行っている場合において、その時価の総額	② 資産につき時価を基準として評価を行っている場合において、その時価の総額
がその取得価額の総額を超えるときは、時価を基準として評価を行ったことによ	がその取得価額の総額を超えるときは、時価を基準として評価を行ったことによ

り増加した貸借対照表上の純資産額

(3) ~ (6) (略)

11~14 (略)

第3~第4 (略)

別添

基金制度を採用する場合は、社団医療法人の定款例(「医療法人制度について」(平成 19年3月30日医政発第0330049号厚生労働省医政局長通知別添1))に、次のように「基 │ 19年3月30日医政発第0330049号厚生労働省医政局長通知別添1))に、次のように「基 金」の章を追加すること。

社団医療法人(基金拠出型)の定款例	備	考	
第2章 目的及び事業			
第3章 基金			
第〇条 本社団は、その財政的基盤の維持を図	(略)		
るため、基金を引き受ける者の募集をするこ			
とができる。			
第〇条 本社団は、基金の拠出者に対して、本			
社団と基金の拠出者との間の合意の定めると			
ころに従い返還義務(金銭以外の財産につい			
ては、拠出時の当該財産の価額に相当する金			
銭の返還義務)を負う。			
第〇条 基金の返還は、定時社員総会の決議に			
よって行わなければならない。			

り増加した貸借対照表上の純資産額

③ 資本剰余金の価額

(3) ~ (6) (略)

11~14 (略)

第3~第4 (略)

別添

基金制度を採用する場合は、社団医療法人の定款例(「医療法人制度について」(平成 金」の章を追加すること。

社団医療法人(基金拠出型)の定款例	備考
第2章 目的及び事業	
第3章 基金	
第〇条 本社団は、その財政的基盤の維持を図	(略)
るため、基金を引き受ける者の募集をするこ	
とができる。	
第〇条 本社団は、基金の拠出者に対して、本	
社団と基金の拠出者との間の合意の定めると	
ころに従い返還義務(金銭以外の財産につい	
ては、拠出時の当該財産の価額に相当する金	
銭の返還義務)を負う。	
第〇条 基金の返還は、定時社員総会の決議に	
よって行わなければならない。	

- 2 本社団は、ある会計年度に係る貸借対照表 上の純資産額が次に掲げる金額の合計額を超 える場合においては、当該会計年度の次の会 計年度の決算の決定に関する定時社員総会の 日の前日までの間に限り、当該超過額を返還 の総額の限度として基金の返還をすることが できる。
- (1) 基金(代替基金を含む。)
- (2) 資産につき時価を基準として評価を行ったことにより増加した貸借対照表上の純資産額

(略)

- 3 前項の規定に違反して本社団が基金の返還を行った場合には、当該返還を受けた者及び当該返還に関する職務を行った業務執行者は、本社団に対し、連帯して、返還された額を弁済する責任を負う。
- 4 前項の規定にかかわらず、業務執行者は、 その職務を行うについて注意を怠らなかった ことを証明したときは、同項の責任を負わない。
- 5 第3項の業務執行者の責任は、免除することができない。ただし、第2項の超過額を限度として当該責任を免除することについて総 社員の同意がある場合は、この限りでない。

2 本社団は、ある会計年度に係る貸借対照表 上の純資産額が次に掲げる金額の合計額を超 える場合においては、当該会計年度の次の会 計年度の決算の決定に関する定時社員総会の 日の前日までの間に限り、当該超過額を返還 の総額の限度として基金の返還をすることが できる。

(1) 基金(代替基金を含む。)

(2) 資本剰余金

- (3) 資産につき時価を基準として評価を行ったことにより増加した貸借対照表上の純資産額
- 3 前項の規定に違反して本社団が基金の返還を行った場合には、当該返還を受けた者及び当該返還に関する職務を行った業務執行者は、本社団に対し、連帯して、返還された額を弁済する責任を負う。
- 4 前項の規定にかかわらず、業務執行者は、 その職務を行うについて注意を怠らなかった ことを証明したときは、同項の責任を負わない。
- 5 第3項の業務執行者の責任は、免除することができない。ただし、第2項の超過額を限度として当該責任を免除することについて総 社員の同意がある場合は、この限りでない。

(略)

6	第2項の規定に違反して基金の返還がされ
t	-場合においては、本社団の債権者は、当該
返	区還を受けた者に対し、当該返還の額を本社
<u> </u>	に対して返還することを請求することがで
₹	[.] ති.

- 第〇条 基金の返還に係る債権には、利息を付することができない。
- 第〇条 基金の返還をする場合には、返還をする基金に相当する金額を代替基金として計上しなければならない。
- 2 前項の代替基金は、取り崩すことができない。

附 則 (略)

- 6 第2項の規定に違反して基金の返還がされた場合においては、本社団の債権者は、当該返還を受けた者に対し、当該返還の額を本社団に対して返還することを請求することができる。
- 第〇条 基金の返還に係る債権には、利息を付することができない。
- 第〇条 基金の返還をする場合には、返還をする基金に相当する金額を代替基金として計上しなければならない。
- 2 前項の代替基金は、取り崩すことができない。

附 則 (略)

(下線の部分は改正部分)

改 正 後

改 正 前

医療法人の会計処理については、これまで「病院会計準則の改正について」(平成16年8月19日医政発0819001号厚生労働省医政局長通知)、「介護老人保健施設会計・経理準則の制定について」(平成12年3月31日老発第378号厚生省老人保健福祉局長通知)や企業会計の基準等を参考に計算書類の作成が行われてきたが、このたび、四病院団体協議会において「医療法人会計基準に関する検討報告書」が別添のとおり取りまとめられたところである。

当該報告書に基づく医療法人会計基準は、医療法(昭和23年法律第205号) 0条に規定する一般に公正妥当と認められる会計の慣行の一つとして認められること から、御了知の上、特に貴管内の病院、介護老人保健施設<u>又は介護医療院</u>を開設する医 療法人に対して積極的な活用が図られるよう、特段の御配慮をお願いしたい。

医療法人会計基準検討報告書のポイント(H26.2.26) (略

別添 (略)

医療法人の会計処理については、これまで「病院会計準則の改正について」(平成16年8月19日医政発0819001号厚生労働省医政局長通知)、「介護老人保健施設会計・経理準則の制定について」(平成12年3月31日老発第378号厚生省老人保健福祉局長通知)や企業会計の基準等を参考に計算書類の作成が行われてきたが、このたび、四病院団体協議会において「医療法人会計基準に関する検討報告書」が別添のとおり取りまとめられたところである。

当該報告書に基づく医療法人会計基準は、医療法(昭和23年法律第205号)<u>第50条の2</u>に規定する一般に公正妥当と認められる会計の慣行の一つとして認められることから、御了知の上、特に貴管内の病院<u>又は</u>介護老人保健施設を開設する医療法人に対して積極的な活用が図られるよう、特段の御配慮をお願いしたい。

医療法人会計基準検討報告書のポイント(H26.2.26) (略)

別添 (略)

〇「医療法人の国際展開に関する業務について」(平成26年医政発0319第5号)の一部改正

(下線の部分は改正部分)

改 正 後	改正前
第1 附帯業務として実施すること	第1 附帯業務として実施すること
本業務を実施するに当たっては、本来業務である病院、診療所 <u>、</u> 介護老人保健施	本業務を実施するに当たっては、本来業務である病院、診療所 <mark>又は</mark> 介護老人保健
設 <mark>又は介護医療院</mark> の業務に支障のない範囲内で行われること。	施設の業務に支障のない範囲内で行われること。
第2~第4 (略)	第2~第4 (略)
別添 1 (略)	別添 1 (略)
別添2 (略)	別添2 (略)

〇「農業協同組合又は農業協同組合連合会の医療法人への組織変更に係る都道府県知事の認可等について」(平成28年医政発0315第1号)の一部改正

(下線の部分は改正部分)

改 正 後

改 正 前

昨年9月4日に公布された「農業協同組合法等の一部を改正する等の法律」(平成27年法律第63号)により農業協同組合法(昭和22年法律第132号。以下「法」という。)が改正され、農業協同組合又は農業協同組合連合会(ただし、法第10条第1項第11号又は第12号の事業(これらの事業に附帯する事業を含む。)のみを行う農業協同組合又は農業協同組合連合会であって、病院、医師若しくは歯科医師が常時勤務する診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を開設するものに限る。以下「組合」という。)は、組織を変更し社団である医療法人になることができること及びその組織変更後の医療法人(以下「組織変更後医療法人」という。)が医療法(昭和23年法律第205号)第42条の2第1項各号に掲げる要件に該当するものである旨の都道府県知事の認定を受けることができることとされ、平成28年4月1日から施行されることとなったところである。

これに伴い、「農業協同組合法施行令等の一部を改正する等の政令」(平成 28 年政令 第 27 号)、「組合等登記令の一部を改正する政令」(平成 28 年政令第 26 号)及び「農業協同組合法の規定による消費生活協同組合又は医療法人への組織変更に関する省令」(平成 28 年厚生労働省・農林水産省令第 1 号。以下「主務省令」という。)が本年 1 月 29 日付けで公布され、また、「医療法第三十一条に規定する公的医療機関の開設者を定める件の一部を改正する件」(平成 28 年厚生労働省告示第 36 号)が本年 2 月 22 日付けで告示され、いずれも本年 4 月 1 日から施行・適用されることとなったところである。これらの法令における本組織変更に関する主な内容等については下記のとおりであるので御了知いただくとともに、認可等の審査に当たっては、医療関係部局及び農協監

昨年9月4日に公布された「農業協同組合法等の一部を改正する等の法律」(平成27年法律第63号)により農業協同組合法(昭和22年法律第132号。以下「法」という。)が改正され、農業協同組合又は農業協同組合連合会(ただし、法第10条第1項第11号又は第12号の事業(これらの事業に附帯する事業を含む。)のみを行う農業協同組合又は農業協同組合連合会であって、病院、医師若しくは歯科医師が常時勤務する診療所又は介護老人保健施設を開設するものに限る。以下「組合」という。)は、組織を変更し社団である医療法人になることができること及びその組織変更後の医療法人(以下「組織変更後医療法人」という。)が医療法(昭和23年法律第205号)第42条の2第1項各号に掲げる要件に該当するものである旨の都道府県知事の認定を受けることができることとされ、平成28年4月1日から施行されることとなったところである。

これに伴い、「農業協同組合法施行令等の一部を改正する等の政令」(平成 28 年政令 第 27 号)、「組合等登記令の一部を改正する政令」(平成 28 年政令第 26 号)及び「農業協同組合法の規定による消費生活協同組合又は医療法人への組織変更に関する省令」(平成 28 年厚生労働省・農林水産省令第 1 号。以下「主務省令」という。)が本年 1 月 29 日付けで公布され、また、「医療法第三十一条に規定する公的医療機関の開設者を定める件の一部を改正する件」(平成 28 年厚生労働省告示第 36 号)が本年 2 月 22 日付けで告示され、いずれも本年 4 月 1 日から施行・適用されることとなったところである。

これらの法令における本組織変更に関する主な内容等については下記のとおりであるので御了知いただくとともに、認可等の審査に当たっては、医療関係部局及び農協監

督部局(注)間で連携して行っていただくようお願いする。

なお、この通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定 による技術的助言であることを申し添える。

(注) 農協監督部局については、各都道府県が所管する組合については各都道府県農林 水産関係部局、各地方農政局が所管する組合については経営・事業支援部経営支援 課、沖縄県にあっては沖縄総合事務局農林水産部経営課及び農林水産本省が所管す る組合については経営局協同組織課であること。

記

- 係)
 - 1 (略)
- 2 組合が当該認可の申請を行うに当たっては、次の書類を都道府県知事に提出する こと。

①~⑨ (略)

⑩ 組織変更後医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医 療院の診療科目、従業者の定員並びに敷地及び建物の構造設備の概要を記載した 書類

① (略)

③ 組織変更後医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医 療院の管理者となるべき者の氏名を記載した書面

(14) (略)

3~5 (略)

第2 (略)

督部局(注)間で連携して行っていただくようお願いする。

なお、この通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定 による技術的助言であることを申し添える。

(注) 農協監督部局については、各都道府県が所管する組合については各都道府県農林 水産関係部局、各地方農政局が所管する組合については経営・事業支援部経営支援 課、沖縄県にあっては沖縄総合事務局農林水産部経営課及び農林水産本省が所管す る組合については経営局協同組織課であること。

- 第1 組合の医療法人への組織変更に係る都道府県知事の認可について(法第 89 条関|第1 組合の医療法人への組織変更に係る都道府県知事の認可について(法第 89 条関 係)
 - 1 (略)
 - 2 組合が当該認可の申請を行うに当たっては、次の書類を都道府県知事に提出する こと。

①~⑨ (略)

- ⑩ 組織変更後医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の診療科
- 目、従業者の定員並びに敷地及び建物の構造設備の概要を記載した書類

(11)~(12) (略)

③ 組織変更後医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の管理者 となるべき者の氏名を記載した書面

(14) (略)

3~5 (略)

第2 (略)

〇「医療法人の機関について」(平成28年医政発0325第3号)の一部改正

改

(下線の部分は改正部分)

第1 医療法人の機関に関する規定等の内容について 1~2 (略) 1~2 (略)

後

3 評議員及び評議員会に関する事項について(法第46条の4から第46条の4の7関 係)

Œ

- (1) 評議員について
 - ① 評議員となる者は、次に掲げる者とすること。

イ (略)

ロ 病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の経営に関して識見を有 する者のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者

ハ~ニ (略)

②~⑤ (略)

(2) ~ (6) (略)

- 4 役員の選任及び解任に関する事項について(法第46条の5から第46条の5の4関 係)
 - (1) 役員の選仟について

①~⑤ (略)

⑥ 医療法人は、その開設する全ての病院、診療所、介護老人保健施設又は介護 医療院(指定管理者として管理する病院等を含む。)の管理者を理事に加えな ければならないこと。ただし、医療法人が病院、診療所、介護老人保健施設又 は介護医療院を2以上開設する場合において、都道府県知事の認可を受けたと きは、管理者(指定管理者として管理する病院等の管理者を除く。)の一部を

第1 医療法人の機関に関する規定等の内容について

改

3 評議員及び評議員会に関する事項について(法第46条の4から第46条の4の7関

正

- (1) 評議員について
- ① 評議員となる者は、次に掲げる者とすること。

イ (略)

ロ 病院、診療所<mark>又は</mark>介護老人保健施設の経営に関して識見を有する者のうち から、寄附行為の定めるところにより選任された者

ハ~ニ (略)

②~⑤ (略)

- (2) ~ (6) (略)
- 4 役員の選任及び解任に関する事項について(法第46条の5から第46条の5の4関
 - (2) 役員の選仟について

①~⑤ (略)

⑥ 医療法人は、その開設する全ての病院、診療所又は介護老人保健施設(指定 管理者として管理する病院等を含む。)の管理者を理事に加えなければならない こと。ただし、医療法人が病院、診療所又は介護老人保健施設を2以上開設す る場合において、都道府県知事の認可を受けたときは、管理者(指定管理者と して管理する病院等の管理者を除く。)の一部を理事に加えないことができるこ

理事に加えないことができること。また、管理者たる理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとすること。ただし、理事の職への再任を妨げるものではないこと。

⑦ (略)

(2) ~ (4) (略)

5~7 (略)

- 8 役員等の損害賠償責任等に関する事項(法第47条から第49条の3関係)
 - (1) (略)
 - (2) 医療法人に対する役員等の損害賠償責任の免除について

①~⑥ (略)

⑦ ①にかかわらず、医療法人は(1)の①の責任について、評議員又は理事若しくは監事が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、評議員又は理事若しくは監事の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、②により免除することができる額を限度として理事会の決議によって免除することができる旨を定款又は寄附行為で定めることができること。

(8)~(11) (略)

 $(3) \sim (8)$

9~10 (略)

第2~第3 (略)

(参考法令) (略)

と。また、管理者たる理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとすること。ただし、理事の職への再任を妨げるものではないこと。

⑦ (略)

(2) ~ (4) (略)

5~7 (略)

- 8 役員等の損害賠償責任等に関する事項(法第47条から第49条の3関係)
- (1) (略)
- (2) 医療法人に対する役員等の損害賠償責任について

①~⑥ (略)

⑦ ①にかかわらず、医療法人は(1)の①の責任について、評議員又は理事若しくは監事が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、評議員又は理事若しくは監事の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、①により免除することができる額を限度として理事会の決議によって免除することができる旨を定款又は寄附行為で定めることができること。

⑧~⑴ (略)

 $(3) \sim (8)$

9~10 (略)

第2~第3 (略)

(参考法令) (略)

〇「医療法人の合併及び分割について」(平成28年医政発0325第5号)の一部改正

Œ

後

(下線の部分は改正部分)

第1~第2 (略)

改

第3 合併の手続

吸収合併の手続については、医療法(以下「法」という。)第 57 条から第 58 条の6まで及び第 67 条の規定を、新設合併の手続については、法第 59 条から第 59 条の5まで及び第 67 条の規定を遵守すること。

- 1 (略)
- 2 合併の認可の申請(法第58条の2、規則第35条の2及び第35条の5関係)
- (1) 吸収合併の認可を受けようとする医療法人は、申請書に次の書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならないこと。

①~⑧ (略)

- ⑨ 吸収合併存続医療法人が開設しようとする病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の管理者となるべき者の氏名を記載した書面
- (2) (略)
- (3) 新設合併の認可を受けようとする医療法人は、申請書に次の書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならないこと。

①~⑧ (略)

- ⑨ 新設合併設立医療法人が開設しようとする病院、診療所、介護老人保健施設 <u>は介護医療院</u>の管理者となるべき者の氏名を記載した書面
- (4) (略)

3~6 (略)

第4~第5 (略)

第1~第2 (略)

第3 合併の手続

吸収合併の手続については、医療法(以下「法」という。)第57条から第58条の6まで及び第67条の規定を、新設合併の手続については、法第59条から第59条の5まで及び第67条の規定を遵守すること。

正

- 1 (略)
- 2 合併の認可の申請(法第58条の2、規則第35条の2及び第35条の5関係)

改

(1) 吸収合併の認可を受けようとする医療法人は、申請書に次の書類を添付して、都 道府県知事に提出しなければならないこと。

①~⑧ (略)

- ⑨ 吸収合併存続医療法人が開設しようとする病院、診療所<u>又は</u>介護老人保健施設 の管理者となるべき者の氏名を記載した書面
- (2) (略)
- (3) 新設合併の認可を受けようとする医療法人は、申請書に次の書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならないこと。

①~⑧ (略)

- ⑨ 新設合併設立医療法人が開設しようとする病院、診療所<u>又は</u>介護老人保健施設 の管理者となるべき者の氏名を記載した書面
- (4) (略)

3~6 (略)

第4~第5 (略)

第6 分割の手続

吸収分割の手続については法第60条から第60条の7まで及び第67条の手続の規定を、新設分割の手続については、法第61条から第61条の6まで及び第67条の手続の規定を遵守すること。

また、社会医療法人、特定医療法人、持分の定めのある医療法人及び法第 42 条の 3 第 1 項の規定による実施計画の認定を受けた医療法人は、分割制度の対象とすることができないため留意されたいこと。

- 1 (略
- 2 分割の認可の申請(規則第35条の8及び第35条の11関係)
- (1) 吸収分割の認可を受けようとする医療法人は、申請書に次の書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならないこと。

①~⑤ (略)

⑥ 吸収分割前の吸収分割医療法人及び吸収分割承継医療法人の財産目録及び貸借対照表

(7)~(8) (略)

- ⑨ 吸収分割医療法人及び吸収分割承継医療法人が開設しようとする病院、診療 所、介護老人保健施設又は介護医療院の管理者となるべき者の氏名を記載した書 面
- (2) 新設分割の認可を受けようとする医療法人は、申請書に次の書類を添付して、都 道府県知事に提出しなければならないこと。

①~⑧ (略)

⑨ 新設分割医療法人及び新設分割設立医療法人が開設しようとする病院、診療 所、介護老人保健施設又は介護医療院の管理者となるべき者の氏名を記載した書 面

第6 分割の手続

吸収分割の手続については法第 60 条から第 60 条の7まで及び第 67 条の手続の規定を、新設分割の手続については、法第 61 条から第 61 条の6まで及び第 67 条の手続の規定を遵守すること。

また、社会医療法人、特定医療法人、持分の定めのある医療法人及び法第 42 条の 3 第 1 項の規定による実施計画の認定を受けた医療法人は、分割を することができないため留意されたいこと。

- 1 (略)
- 2 分割の認可の申請 (規則第35条の8及び第35条の11関係)
- (1) 吸収分割の認可を受けようとする医療法人は、申請書に次の書類を添付して、都 道府県知事に提出しなければならないこと。

①~⑤ (略)

⑥ 吸収分割前の吸収分割医療法人及び吸収分割承継医療法人の<u>その時点での</u>財 産目録及び貸借対照表

(7)~(8) (略)

- ⑨ 吸収分割医療法人及び吸収分割承継医療法人が開設しようとする病院、診療所 又は介護老人保健施設の管理者となるべき者の氏名を記載した書面
- (2) 新設分割の認可を受けようとする医療法人は、申請書に次の書類を添付して、都 道府県知事に提出しなければならないこと。

①~⑧ (略)

- ⑨ 新設分割医療法人及び新設分割設立医療法人が開設しようとする病院、診療所 又は介護老人保健施設の管理者となるべき者の氏名を記載した書面
- (3) 社会医療法人、特定医療法人、持分の定めのある医療法人については、吸収分割医療法人及び新設分割医療法人にはなれないが、吸収分割承継医療法人にはな

- 3 債権者の保護(法第60条の4、第60条の5及び第61条の3関係)
- (1) 医療法人は、都道府県知事の吸収分割又は新設分割の認可があったときは、その認可の通知のあった日から2週間以内に、分割がその債権者に重大な利害関係があることに鑑み、債権者保護のためにその時点における財産目録及び貸借対照表を作成しなければならないこと。また、当該財産目録及び貸借対照表については、吸収分割又は新設分割に係る登記がされるまでの間、主たる事務所に備え置き、債権者から請求があった場合には、これを閲覧に供しなければならないこと。当該義務違反に対しては、罰則規定(20万円以下の過料。法第76条第9号)があること。閲覧については、書面又は電磁的記録の当該ファイル若しくは磁気ディスクに記録されている事項を紙面又は当該事務所に設置された入出力装置の映像面に表示する方法により行うこと。

(2) ~ (4) (略)

4~7 (略)

第7 (略)

ることができること。

- 3 債権者の保護(法第60条の4、第60条の5及び第61条の3関係)
- (1) 医療法人は、都道府県知事の吸収分割又は新設分割の認可があったときは、その認可の通知のあった日から2週間以内に、分割がその債権者に重大な利害関係があることに鑑み、債権者保護のために財産目録及び貸借対照表を作成しなければならないこと。また、当該財産目録及び貸借対照表については、吸収分割又は新設分割に係る登記がされるまでの間、主たる事務所に備え置き、債権者から請求があった場合には、これを閲覧に供しなければならないこと。当該義務違反に対しては、罰則規定(20万円以下の過料。法第76条第9号)があること。閲覧については、書面又は電磁的記録の当該ファイル若しくは磁気ディスクに記録されている事項を紙面又は当該事務所に設置された入出力装置の映像面に表示する方法により行うこと。

(2) ~ (4) (略)

4~7 (略)

第7 (略)